

官報号外 昭和二十二年十一月二十二日

第一回 参議院会議録第五十五号

昭和二十二年十一月二十一日(金曜日)
午前十時二十三分開議

議事日程 第五十四号

昭和二十二年十一月二十一日
午前十時開議

第一 民法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(前会の続)

第二 児童福祉法案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

(前会の続)

第三 失業手当法案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

(前会の続)

第四 失業保険法案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

(前会の続)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたしました。

去る十八日内閣総理大臣に左の者を政
府委員に任命することを承認した旨回
答した。

商工事務官(貿易廳長) 村岡 信勝君

一昨十九日委員長から左の報告書を提
出した。

商業委員会請願審査報告書第一号

官報号外

昭和二十二年十一月二十二日 參議院会議録第五十五号 感長の報告 会議 民法の一部を改正する法律案(前会の続)

小作料金指定價格不公平に関する質
問主意書(木嶋三四郎君提出)

商業委員会陳情審査報告書第一号

同日内閣総理大臣から左の者を第一回
受領した。

商工事務官 村岡信勝君

満州開拓移住民に関する質問主意書
(池田恒雄君提出)

現農地主減耕二倍化等に関する質問
(小川友三君提出)

治安協会等に関する質問主意書(小
川友三君提出)

同日議長は、左の予備審査のため内
閣送付案を司法委員会に付託した。

家事審判法施行法案

同日衆議院から左の法律の公布を
奏上した旨の通知書を受領した。

注意説(小川友三君提出)

職業安定法

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

恩給法の一部を改正する法律案可決
報告書

同日衆議院から本院の回付した左の内
閣提出案は、同院において本院の修正
に同意した旨の通知書を受領した。

農林災害補償法案

同日衆議院から左の質問主意書を提出し
た。

職業安定法案

同日衆議院から左の質問主意書を提出し
た。

戰時公債に関する質問主意書(北條
秀一君提出)

○議長(松平恒雄君) これより本日の
会議を開きます。日程第一、民法の一
部を改正する法律案(内閣提出、衆議
院送付) 一昨日に引き続いて会議を続け
ます。少數意見者から報告することを
求められます。小川友三君。

(小川友三君登壇、拍手)

○小川友三君 本委員は民法の一部を
改正する法律案に對しまして反対意見
を持っておりますので、反対理由を議
員諸公に申上げます。日本國憲法の基
本原則に抵触する点があるようと思
われますのでその点を申上げます。

この民法の一部を改正する法律案の
中、第七百九十二条の養子に関する條
項であります。この條項で参ります

と、委員会で政府委員にも極めて執拗
に突込みまして意見を質したのであり
ますが、一人の養子が、A、B、Cと
多数の義親を持つことができるという
欠陥があるのであります。その欠陥で
参りますと、養子が、義親が亡くなつ
た場合に、A、B、C、Dの多数の財
産を貰うという欠陥がありますので、
この養子の條項に對しましては制限を
加えなくてはいけないという主張を委
員会でいたしましたのであります。敗れ
たのであります。これは法律の欠陥を
適用しまして、多数の、二つ以上の家
族に入れるという欠陥があるのであ
りまして、憲法に認められておる平
等でないという点、不平等である。過
剰に不平等に適用されるという点を衝

きましたのが一点と、憲法第十四條に
「すべて國民は、法の下に平等であ
る」と規定されていますが、この民法の
会的關係において、差別されない」と

明記されておりますが、この民法の
相続分は、嫡出である直系卑属の相続
分の二分の一とし、明確な差別
が附けてあるのであります。半分しか
やれないということは、憲法第十四条

の「平等」という点を明確に無視してお
るのであります。この点につきまして

も司法常任委員会におきまして

弟姉妹の相続分は、父母の双方を同
じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一と
する。」こういう差別待遇をいたしてお
るのであります。つまり先夫の子は、先
妻の子は半分しかやれない。今までの旧
憲法でも平等に與えておつたのに、新
憲法で平等を認めるという守るべき
ところの点を無視しまして、半分しか
やれないという、こういう点につきま
しては、本委員といたしましては憲法
に抵触するものと信じまして、抱くま
でも七千数百万の同胞の平等なるこ
との法律を作りたいというこの信念か
ら、司法常任委員会におきましても、
一人孤軍奮闘(笑)この法律を平
て、人種、信條、性別、社會的身分又
は門地により、政治的、經濟的又は社

の点につきまして憲法第二十五条に、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。國は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」この「國は」、「政府は」というの点につきまして、半分しかやれないので、平等を認めていないし、最低限度の生活を同じく営すものであると固く信じまして、本法案に反対する者であります。御清聴を感謝いたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 本案に対し討論の通告がございます。帆足計君。

(帆足計君登壇、拍手)

○帆足計君 家族制度の淳風美俗などは長く唱えられたことでござい

ます。併しそのような美名の下に我が國の家族制度が重大なる欠陥を内包しております。併し御承知の通りましたことは、皆様御承知の通りでござります。我が國の家族制度は、我が國の家庭制度を成しておしましたことは、皆様御承知の通りでござります。我が國の家族制度は、個人の自覚並びに個性の発展を抑え付ける点におきましては、蝸牛の殻のように頑固なものでございま

す。従いましてこのアシヤー的家族制度の下におきまして、辛うじてこれが目を開き、これが國家的に結合しまして、ために、從來忠君愛國といふような思想を以ちましてこれを固めておりました。これは一面におきましてアシヤー的利己主義を押えるのに確かに役立りました。忠君愛國の思想のすべが、反動的であつたわけではないであつましより。併しながら個性の自覚のなかつたところの國民といふものは、今やそれらのイデオロギーが敗れ、それらの体制が敗れました時に、實にほんの苦難の有様は、幾多の社會的悲劇の根源になつておきました。勿論この淳風俗の中には若干の醜い傳統もございました。それが封建的、没我的な倫理の下に守られておきました限りにおいては、若干の美風もございましたけれども、それが近代社会に入

りまして、封建主義の悪い所と、資本主義的な利害打算の悪い所が結合いたしました際には、最大の家庭悲劇になりました。私は人間の發展の歴史は、個性の自覚と個性の發展の歴史であると考えます。而も人類は二十世紀に至りましたで、個性を発見するだけではなくて、社會を発見しました。社會と個性との調整、これが現代の課題であろうと存じます。併しながら個性の自覺のない社會といふものは、これは鳥合の衆でございます。我が國の家族制度は、個人の自覺並びに個性の発展を抑え付ける点におきましては、蝸牛の殻のように頑固なものでございま

す。従いましてこのアシヤー的家族制度の下におきまして、辛うじてこれが目を開き、これが國家的に結合しまして、るために、從來忠君愛國といふような思想を以ちましてこれを固めておりました。これは一面におきましてアシヤー的利己主義を押えるのに確かに役立ました。忠君愛國の思想のすべが、反動的であつたわけではないであつましより。併しながら個性の自覚のなかつたところの國民といふものは、今やそれらのイデオロギーが敗れ、それらの体制が敗れました時に、實にほんの苦難の有様は、幾多の社會的悲劇の根源になつておきました。勿論この淳風俗の中には若干の醜い傳統もございました。それが封建的、没我的な倫理の下に守られておきました限りにおいては、若干の美風もございましたけれども、それが近代社会に入りましたけれども、それが近代社会に入りましたけれども、それが近代社会に入りましたけれども、それが近代社会に入

りまして封建主義の悪い所と、資本主義的な利害打算の悪い所が結合いたしました際には、最大の家庭悲劇になりました。私は人間の發展の歴史は、個性の自覚と個性の發展の歴史であると考えます。而も人類は二十世紀に至りましたで、個性を発見するだけではなくて、社會を発見しました。社會と個性との調整、これが現代の課題であると存じます。併しながら個性の自覺のない社會といふものは、これは鳥合の衆でございます。我が國の家族制度は、個人の自覺並びに個性の発展を抑え付ける点におきましては、蝸牛の殻のように頑固なものでございま

す。従いましてこのアシヤー的家族制度の下におきまして、辛うじてこれが目を開き、これが國家的に結合しまして、ために、從來忠君愛國といふような思想を以ちましてこれを固めておりました。これは一面におきましてアシヤー的利己主義を押えるのに確かに役立ました。忠君愛國の思想のすべが、反動的であつたわけではないであつましより。併しながら個性の自覚のなかつたところの國民といふものは、今やそれらのイデオロギーが敗れ、それらの体制が敗れました時に、實にほんの苦難の有様は、幾多の社會的悲劇の根源になつておきました。勿論この淳風俗の中には若干の醜い傳統もございました。それが封建的、没我的な倫理の下に守られておきました限りにおいては、若干の美風もございましたけれども、それが近代社会に入りましたけれども、それが近代社会に入

りまして封建主義の悪い所と、資本主義的な利害打算の悪い所が結合いたしました際には、最大の家庭悲劇になりました。私は人間の發展の歴史は、個性の自覚と個性の發展の歴史であると考えます。而も人類は二十世紀に至りましたで、個性を発見するだけではなくて、社會を発見しました。社會と個性との調整、これが現代の課題であると存じます。併しながら個性の自覺のない社會といふものは、これは鳥合の衆でございます。我が國の家族制度は、個人の自覺並びに個性の発展を抑え付ける点におきましては、蝸牛の殻のように頑固なものでございま

す。従いましてこのアシヤー的家族制度の下におきまして、辛うじてこれが目を開き、これが國家的に結合しまして、のために、從來忠君愛國といふような思想を以ちましてこれを固めておりました。これは一面におきましてアシヤー的利己主義を押えるのに確かに役立ました。忠君愛國の思想のすべが、反動的であつたわけではないであつましより。併しながら個性の自覚のなかつたところの國民といふものは、今やそれらのイデオロギーが敗れ、それらの体制が敗れました時に、實にほんの苦難の有様は、幾多の社會的悲劇の根源になつておきました。勿論この淳風俗の中には若干の醜い傳統もございました。それが封建的、没我的な倫理の下に守られておきました限りにおいては、若干の美風もございましたけれども、それが近代社会に入りましたけれども、それが近代社会に入

りまして封建主義の悪い所と、資本主義的な利害打算の悪い所が結合いたしました際には、最大の家庭悲劇になりました。私は人間の發展の歴史は、個性の自覚と個性の發展の歴史であると考えます。而も人類は二十世紀に至りましたで、個性を発見するだけではなくて、社會を発見しました。社會と個性との調整、これが現代の課題であると存じます。併しながら個性の自覺のない社會といふものは、これは鳥合の衆でございます。我が國の家族制度は、個人の自覺並びに個性の発展を抑え付ける点におきましては、蝸牛の殻のように頑固なものでございま

す。従いましてこのアシヤー的家族制度の下におきまして、辛うじてこれが目を開き、これが國家的に結合しまして、ために、從來忠君愛國といふような思想を以ちましてこれを固めておりました。これは一面におきましてアシヤー的利己主義を押えるのに確かに役立ました。忠君愛國の思想のすべが、反動的であつたわけではないであつましより。併しながら個性の自覚のなかつたところの國民といふものは、今やそれらのイデオロギーが敗れ、それらの体制が敗れました時に、實にほんの苦難の有様は、幾多の社會的悲劇の根源になつておきました。勿論この淳風俗の中には若干の醜い傳統もございました。それが封建的、没我的な倫理の下に守られておきました限りにおいては、若干の美風もございましたけれども、それが近代社会に入りましたけれども、それが近代社会に入

の相続編につきまして、婦人議員の方々がもつと慎重であつて欲しかつたと存じます。この前にできました調停法におきましても、今次の改正民法におきましても、近く民法の根本的改正が行われるという前提の下で、この辺の審議が或いは不十分でなかつたかと私は懇望しておるのでございます。「その通り」と呼ぶ者あり。

結論いたしまして、私は第一に、この法案につきましては婦人の地位が正當に認められておらず、過去の封建的家族制度の遺風がまだ濃厚に残つておることにござりて反対の意思を表明したいのでございます。第二に、この法律のままで妻に極めて不利な結果を齎らすということを警告いたしましたのでございます。「子供はどうするのだ」と呼ぶ者あり)第三に、然るが故に妻たる方々は必要と認められる場合は、夫に相談して遺言の準備をして置かねばならんということを警告いたしましたのであります。この法案につきまして、これらの理由を以ちまして私は反対の意見を述べさせて頂きましたが、次回の民法の根本的改革の場合に臨みましては、これらの点を慎重に審議されまして、男子と女子の平等の原則が民法の全編を貫きますように改革を要望したいのでございます。一言反対の意思を述べさせて頂きます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて本案に対する討論の通告者は終りました。本案に對しまして田村文吉君外二名より、又田中耕太郎君外一名より成規の賛成を得て修正案が提出されております。この際先ず田村文吉君外二名提出の修正案について、その趣旨説明を求めます。田村文吉君。

民法の一部を改正する法律案に對する修正案

右の修正案を成規によつて提出する。

発議者

昭和二十二年十一月十八日

田村 文吉 奥 むめお
左藤 義詮

賛成者

小杉 イサ 中川 以良
松井 道夫 新谷寅三郎
宇都宮 登 稲垣平太郎
伊東 隆治 小畑 哲夫
大島 定吉 植竹 春彦
尾崎 行輝 堀 末治
小野 光洋 伊達源一郎
北村 一男 鈴木 憲一
東浦 庄治 石川 雄吉
宿谷 繁一 寺尾 博
岡村文四郎 河井 順八
青山 正一 岩男 仁蔵
姫井 伊介 河野 正夫
安部 定 柏木 庫治
加賀 操 江熊 哲翁

田中耕太郎 岡本 雅祐 鈴木 直人
参議院議長松平恒雄殿
民法の一部を改正する法律案に左の通り修正する。
附則第二條の次に左の一條を加え
第三條 届出以外の婚姻の要件を具備し一般の見解により夫婦と認められる事実上の婚姻(以下内縁の夫婦關係といふ。)に關しては、当分の間、第二項乃至第四項の規定を適用する。

第七百六十八條の規定は、内縁の夫婦關係を解消した場合にこれを準用する。

第三十五條 家事審判法第九條第一項乙類第五号中「及び第七百七十一條五」、第七百七十一條及び附則第三條に改める。

〔田村文吉君登壇〕

○田村文吉君 今回の民法の一部を改正いたしますする法律案に対する修正案を提出いたしましたので、その理由内容を御説明申上げたいと存ります。

婚姻に当りまして子供が生れるまで、或いは家風に合ひか見定めるまでといった意味合から、直ぐに届出しない慣習が地方によつては相当廣く行われ、知らず識らず長年月に亘り婚姻の届出を怠る例が多數あるのであります。その外にも道徳的の善惡は別問題といたしまして、多くは男子の怠慢と不都合によりまして内縁關係のまま実上の夫婦であるものもその数少くないであります。このよろな事実上の夫婦關係、即ち内縁の夫婦關係に民法

第十二条に、第十六條中「第二十一
び第十一條を「第九條、第十條及び
附則第十三條中「第八條、第九條及
第四條とし、以下第三十三條まで一
條ずつ繰り下げる。
附則第三條中「この附則で、」を
「この附則で以下、」に改め、同條を
適用する。

第七百六十八條第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを適用する。

古くから民法改正上の課題となつておつたのであります。法律婚主義、即ち届出を婚姻の成立要件とする主義を探る限り、内縁の夫婦關係を民法上いかに採上げるかは、過去の立法技術上極めて困難な問題でありますので、いつも談論倒れとなり成案を得ないのであります。併し内縁の夫婦關係は、概ね異論のないところであります。夫婦關係といふ。に關しては、当分の間、第二項乃至第四項の規定を適用する。

内縁の夫婦關係にある当事者の一方が死亡したときは、他の当事者は、死亡した当事者の相続人又は第九百五十一條に規定する法人に対して、遺産の分與を請求することができる。

○田村文吉君 今回の民法の一部を改正いたしますする法律案に対する修正案を提出いたしましたので、その理由内容を御説明申上げたいと存ります。今や殊に個人の尊厳と兩性の本質的平等を確立いたしました新憲法の精神に照らしまして、内縁の夫婦關係保護の必要はますます加重せられたものと存りますので、國権の最高機關である唯一の立法機關である國会が、新憲法に即應するための民法改正に當り、本問題を採上げ規定することは極めて必要であり、且つ意義深いものであると信ずる者であります。私共が内縁の夫婦關係を保護するため提案いたしました要點は、次の二点であります。即ちその第一は、内縁の夫婦關係を解消した場合、たといそれが合意上の解約でも、又一方的の破棄のときで

も、この場合に改正民法第七百六十八條を適用することあります。民法第七百六十八條の條文は次の通りであります。「協議上の離婚をした者の一方は、相手方に對して財産の分與を請求することができる。」第一項「前項の規定による財産の分與について、当事者間に協議が調わないときは、又は協議をしてすることのできないときは、当事者は、家事審判所に對して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。」「前項の場合には、家事審判所は、当事者双方がその協力によつて得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分與をさせるべきかどうか並びに分與の額及び方法を定める。」即ち正式夫婦離婚の場合に認められた財産分與の請求権に関する規定を準用いたしますのであります。以下右に記載のとおりです。

内縁の夫婦關係を含意上解消いたしました場合は、從來これに關し何らの救済方法がなかつたのであります。たゞ一方の破棄の場合は、当事者の一方は相手方に對し損害賠償を請求する方法が、判例により婚姻予約の不履行による損害賠償として認められておりました。夫婦間においては、内縁の夫婦の一方が死亡した場合に、

も、この場合に改正民法第七百六十八條を適用することあります。民法第七百六十八條の第二項、第三項を準用するにし、その手続につき改正民法第七百六十八條は只今朗読いたしましたのでありますから省略いたします。即ち遺産分與の手続については、家事審判所に申出で、それ／＼適当とする理由を申述べて見ます。

内縁の夫婦關係を含意上解消いたしました場合は、從来これに關し何らの救済方法がなかつたのであります。たゞ一方の破棄の場合は、当事者の一方は相手方に對し損害賠償を請求する方法が、判例により婚姻予約の不履行による損害賠償として認められておりました。夫婦間においては、内縁の夫婦の一方が死亡した場合に、

も、この場合に改正民法第七百六十八條を適用することあります。民法第七百六十八條の第二項、第三項を準用するにし、その手続につき改正民法第七百六十八條は只今朗読いたしましたのでありますから省略いたします。即ち遺産分與の手續については、家事審判所に申出で、それ／＼適當とする理由を申述べて見ます。

内縁の夫婦關係を含意上解消いたしました場合は、從来これに關し何らの救済方法がなかつたのであります。たゞ一方の破棄の場合は、当事者の一方は相手方に對し損害賠償を請求する方法が、判例により婚姻予約の不履行による損害賠償として認められておりました。夫婦間においては、内縁の夫婦の一方が死亡した場合に、

も、この場合に改正民法第七百六十八條を適用することあります。民法第七百六十八條の第二項、第三項を準用するにし、その手續につき改正民法第七百六十八條は只今朗読いたしましたのでありますから省略いたします。即ち遺産分與の手續については、家事審判所に申出で、それ／＼適當とする理由を申述べて見ます。

内縁の夫婦關係を含意上解消いたしました場合は、從来これに關し何らの救済方法がなかつたのであります。たゞ一方の破棄の場合は、当事者の一方は相手方に對し損害賠償を請求する方法が、判例により婚姻予約の不履行による損害賠償として認められておりました。夫婦間においては、内縁の夫婦の一方が死亡した場合に、

も、この場合に改正民法第七百六十八條を適用することあります。民法第七百六十八條の第二項、第三項を準用するにし、その手續につき改正民法第七百六十八條は只今朗読いたしましたのでありますから省略いたします。即ち遺産分與の手續については、家事審判所に申出で、それ／＼適當とする理由を申述べて見ます。

内縁の夫婦關係を含意上解消いたしました場合は、從来これに關し何らの救済方法がなかつたのであります。たゞ一方の破棄の場合は、当事者の一方は相手方に對し損害賠償を請求する方法が、判例により婚姻予約の不履行による損害賠償として認められておりました。夫婦間においては、内縁の夫婦の一方が死亡した場合に、

も、この場合に改正民法第七百六十八條を適用することあります。民法第七百六十八條の第二項、第三項を準用するにし、その手續につき改正民法第七百六十八條は只今朗読いたしましたのでありますから省略いたします。即ち遺産分與の手續については、家事審判所に申出で、それ／＼適當とする理由を申述べて見ます。

内縁の夫婦關係を含意上解消いたしました場合は、從来これに關し何らの救済方法がなかつたのであります。たゞ一方の破棄の場合は、当事者の一方は相手方に對し損害賠償を請求する方法が、判例により婚姻予約の不履行による損害賠償として認められておりました。夫婦間においては、内縁の夫婦の一方が死亡した場合に、

も、この場合に改正民法第七百六十八條を適用することあります。これが即ち本條を新たに設けた内縁夫婦關係の解消の場合にも、すべて一般の離婚の場合に准じ、相手方には、相手方に對して財産の分與を請求することができる。」「前項の規定による財産の分與について、当事者間に協議が調わないときは、又は協議をしてすることのできないときは、当事者は、家事審判所に對して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。」「前項の場合には、

も、この場合に協議が調わないときは、又は協議をしてすることのできないときは、当事者は、家事審判所に對して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。」「前項の場合には、

も、この場合に協議が調わないときは、又は協議をしてすることのできないときは、当事者は、家事審判所に對して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。」「前項の場合には、

も、この場合に協議が調わないときは、又は協議をしてすることのできないときは、当事者は、家事審判所に對して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。」「前項の場合には、

も、この場合に協議が調わないときは、又は協議をしてすることのできないときは、当事者は、家事審判所に對して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。」「前項の場合には、

も、この場合に協議が調わないときは、又は協議をしてすることのできないときは、当事者は、家事審判所に對して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。」「前項の場合には、

も、この場合に協議が調わないときは、又は協議をしてすることのできないときは、当事者は、家事審判所に對して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。」「前項の場合には、

も、この場合に協議が調わないときは、又は協議をしてすることのできないときは、当事者は、家事審判所に對して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。」「前項の場合には、

も、この場合に協議が調かないときは、又は協議をしてすることのできないときは、当事者は、家事審判所に對して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。」「前項の場合には、

も、この場合に協議が調かないときは、又は協議をしてすることのできないときは、当事者は、家事審判所に對して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。」「前項の場合には、

も、この場合に協議が調かないときは、又は協議をしてすることのできないときは、当事者は、家事審判所に對して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。」「前項の場合には、

も、この場合に協議が調かないときは、又は協議をしてすることのできないときは、当事者は、家事審判所に對して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。」「前項の場合には、

独立した改正案を參議院に提出する。と/or できれば、一部の修正案を委員長に提示し、委員外議員として委員会に出席して説明する旨も與えられており。又委員中において異議ある者は少數意見を保留する途もある。然るに民法の一部を改正する案は、衆議院修正案のまま委員会において可決せられ、少数意見の申出をなした者は総括的反対意見である。本日述べられた修正案は正しい順序を取られなかつたと言つてもよいのであります。ひとり司法委員のみならず、他の常任委員会はいずれも參議院の特異性を發揮するに努め、労働省設立法案にせよ、刑法改正案にせよ、慎重審議の跡を示しておられます。今私共司法委員の手を経ないでその存在を認められなかつた、いうことも言えるのであります。「その通り」と呼ぶ者あり、「拍手」、「それこそ論である」「何を言つうか」と呼ぶ者あります。故に私はかかる場合においては、議長において再び委員会に付託し、新たに審議せしむべきものであると思ふ。新憲法下の國会は常任委員會が議案審査の最高機關であつて、法律案提出者と雖も、從來の參議院或いは貴族院におけるとき本会議において提案の理由を説明させないことになつてゐる。若し今後一つの法律案に対しても委員會終了後に突然修正案を提出し、本会

議において長々と説明するを慣例とするに至らば、委員会の機能は無視せらるゝ、少くとも著しく輕視せられ、数日間の委員会の審議よりも本会議における数十分乃至数時間の討議が重要視せられ、國会法の精神が主客顛倒するに至ることを恐れるからであります。（拍手）「その通り」と呼ぶ者あり、「その通り」と呼ぶ者あり（笑声）「況んや司法委員中の二名の者が修正案提出者として、去る十九日の夜、二十日の朝ラジオで宣傳せられたるにおいておや。（「うまい」）と呼ぶ者あり（拍手）私共司法委員の立場は甚だしく苦しいことになります。私共は新憲法の下に良心的に議案を取扱つて行こうとしたておる者であります。何かその上に政治的風聞があるようなことは、尙更不愉快に存するところであります。（拍手）「その通りだ」「うまい」「そうだ／＼」と呼ぶ者あり（拍手）「その通り」と呼ぶ者あり（笑声）「その通り」と呼ぶ者あり（拍手）四、事実上派生する問題が幾つもある。（一）「私が細かいぞ」と呼ぶ者あり（拍手）内縁の間に生まれた子の姓をどうする。（二）内縁の夫婦の姻戚關係をどうする。（三）内縁の夫婦間の生活に乘つておるようなものであります。（笑声）例えは田中君の発案せられた協議離婚を家庭裁判所において確認を経る件、これは私はむしろ賛成する傾向にある者であります。（笑声）若し委員会に於ける者あり

議において遅まく問題となり、審議せられない五であります。（拍手、笑声）内縁の夫婦の財産關係は、最後に家事審判所の手を経て調停を行うことになる故に、このような修正正は結局意味なきことになります。六、修正案第三條第三項に即ちこの修正案の提出者の用意周到なるに至ることを恐れるからであります。（拍手）「その通り」と呼ぶ者あり（笑声）「況んや司法委員中の二名の者が修正案提出者として、去る十九日の夜、二十日の朝ラジオで宣傳せられたるにおいておや。（「うまい」）と呼ぶ者あり（拍手）私共司法委員の立場は甚だしく苦しいことになります。私共は新憲法の下に良心的に議案を取扱つて行こうとしたておる者であります。何かその上に政治的風聞があるようなことは、専更不愉快に存するところであります。（拍手）「その通りだ」「うまい」「そうだ／＼」と呼ぶ者あり（拍手）「その通り」と呼ぶ者あり（笑声）「その通り」と呼ぶ者あり（拍手）四、事実上派生する問題が幾つもある。（一）「私が細かいぞ」と呼ぶ者あり（拍手）内縁の間に生まれた子の姓をどうする。（二）内縁の夫婦の姻戚關係をどうする。（三）内縁の夫婦間の生活に乘つておるようなものであります。（笑声）例えは田中君の発案せられた協議離婚を家庭裁判所において確認を経る件、これは私はむしろ賛成する傾向にある者であります。（笑声）若し委員会に於ける者あり

議において遅まく問題となり、審議せられない五であります。（拍手、笑声）内縁の夫婦の財産關係は、最後に家事審判所の手を経て調停を行うことになる故に、このような修正正は結局意味なきことになります。六、修正案第三條第三項に即ちこの修正案の提出者の用意周到なるに至ることを恐れるからであります。（拍手）「その通り」と呼ぶ者あり（笑声）「況んや司法委員中の二名の者が修正案提出者として、去る十九日の夜、二十日の朝ラジオで宣傳せられたるにおいておや。（「うまい」）と呼ぶ者あり（拍手）私共司法委員の立場は甚だしく苦しいことになります。私共は新憲法の下に良心的に議案を取扱つて行こうとしたておる者であります。何かその上に政治的風聞があるようなことは、専更不愉快に存するところであります。（拍手）「その通りだ」「うまい」「そうだ／＼」と呼ぶ者あり（拍手）「その通り」と呼ぶ者あり（笑声）「その通り」と呼ぶ者あり（拍手）四、事実上派生する問題が幾つもある。（一）「私が細かいぞ」と呼ぶ者あり（拍手）内縁の間に生まれた子の姓をどうする。（二）内縁の夫婦の姻戚關係をどうする。（三）内縁の夫婦間の生活に乘つておるようなものであります。（笑声）例えは田中君の発案せられた協議離婚を家庭裁判所において確認を経る件、これは私はむしろ賛成する傾向にある者であります。（笑声）若し委員会に於ける者あり

議において遅まく問題となり、審議せられない五であります。（拍手、笑声）内縁の夫婦の財産關係は、最後に家事審判所の手を経て調停を行うことになる故に、このような修正正は結局意味なきことになります。六、修正案第三條第三項に即ちこの修正案の提出者の用意周到なるに至ることを恐れるからであります。（拍手）「その通り」と呼ぶ者あり（笑声）「況んや司法委員中の二名の者が修正案提出者として、去る十九日の夜、二十日の朝ラジオで宣傳せられたるにおいておや。（「うまい」）と呼ぶ者あり（拍手）私共司法委員の立場は甚だしく苦しいことになります。私共は新憲法の下に良心的に議案を取扱つて行こうとしたておる者であります。何かその上に政治的風聞があるようなことは、専更不愉快に存するところであります。（拍手）「その通りだ」「うまい」「そうだ／＼」と呼ぶ者あり（拍手）「その通り」と呼ぶ者あり（笑声）「その通り」と呼ぶ者あり（拍手）四、事実上派生する問題が幾つもある。（一）「私が細かいぞ」と呼ぶ者あり（拍手）内縁の間に生まれた子の姓をどうする。（二）内縁の夫婦の姻戚關係をどうする。（三）内縁の夫婦間の生活に乘つておるようるものであります。（笑声）例えは田中君の発案せられた協議離婚を家庭裁判所において確認を経る件、これは私はむしろ賛成する傾向にある者であります。（笑声）若し委員会に於ける者あり

議において遅まく問題となり、審議せられない五であります。（拍手、笑声）内縁の夫婦の財産關係は、最後に家事審判所の手を経て調停を行うことになる故に、このような修正正は結局意味なきことになります。六、修正案第三條第三項に即ちこの修正案の提出者の用意周到なるに至ることを恐れるからであります。（拍手）「その通り」と呼ぶ者あり（笑声）「況んや司法委員中の二名の者が修正案提出者として、去る十九日の夜、二十日の朝ラジオで宣傳せられたるにおいておや。（「うまい」）と呼ぶ者あり（拍手）私共司法委員の立場は甚だしく苦しいことになります。私共は新憲法の下に良心的に議案を取扱つて行こうとしたておる者であります。何かその上に政治的風聞があるようなことは、専更不愉快に存するところであります。（拍手）「その通りだ」「うまい」「そうだ／＼」と呼ぶ者あり（拍手）「その通り」と呼ぶ者あり（笑声）「その通り」と呼ぶ者あり（拍手）四、事実上派生する問題が幾つもある。（一）「私が細かいぞ」と呼ぶ者あり（拍手）内縁の間に生まれた子の姓をどうする。（二）内縁の夫婦の姻戚關係をどうする。（三）内縁の夫婦間の生活に乘つておるようなものであります。（笑声）例えは田中君の発案せられた協議離婚を家庭裁判所において確認を経る件、これは私はむしろ賛成する傾向にある者であります。（笑声）若し委員会に於ける者あり

まだ封建的なものがありまして、眞実の親心と申すものでございまよ。うか、馬鹿な息子にもよい嫁を取りたいという念で一ぱいでございます。才媛とうたわれない娘にも、三國の一の花婿を探し当てたいと祈るのが親心でございます。こういつたまるで寶探しのような婚姻は、都市よりも農村においてまだ多く見るのでござります。この暗中摸索のような結婚の結果はいかがでございましよう。娘の方では「こんなものでございましょう。安である」といいましょう、又息子の方では「こんなものでございましょう。一生六十年の不作である」と申すかも知れません。「そうでもない」と呼ぶ者あり)そういううちに今暫く婚姻届を出さない方がいいということになりまして、双方とも不信任の状態になります。こういう状態で半年、一年と過ります。そのうち子供でも生れればまたしてもございますが、子供がないとどう離婚にまで落ちて行くのであります。(頭を切替えろ)と呼ぶ者あり)地方によつて違いますか知れませんが、娘の方から一日でも早く出ますれば、正当な理由があるにも拘わらず、婚家の方では、財産等の分與はおろか、持参いたしました荷物、調度品などを返さないというような悲惨な事実もあるのでござります。まだく実に女性の地位は低いのでございます。約二十年程位

前でございました。私は英國の或る女中さんと話す機会がございました。そこの女中さんは、自分の婚約者の写真を持つて来て、いろいろ話を聞いて聽かせますので、「なぜ早く結婚をしないか」と尋ねましたら、「彼氏は目下結婚に要する費用及び結婚後直ちに破綻を來さないように経済的の準備をしており、自分は家庭生活に必要な材料を整えておる。」そいつて見せられましたものは、長いちりめんの着物ではございませんで、立派な大きな純綿のシート半ダース、バスタオル数枚、タオルにマット、その他家具、家用道具にマット、その他の生活科学の勉強をいたして〔論旨を明かにせよ〕と呼ぶ者あり)現在我が國の若い青年男女には「賛成か反対かどつちだ」よく聽いてございました。(本論々々と呼ぶ者あり)将来永長く生活を共にいたします相手の長所、短所を見定めて、自分に適する配偶者を定めるだけの判断力は十分にございましょうか。從來の教育、法律上認めることになりますと姑、舅環境その他よりして、私は誠に申しわけございませんが、みんながみんなそれがございましたが、いつまでも良き妻として夫を

うか。婚姻の届出も分つておりますし、他人の干渉なく、自分の眼で選んでも相手でありますながら、ずるくと内縁表示を明確にした後、双方から教会の帳簿にサインし、更に夫婦揃つて戸籍役持つて来て、いろいろ話を聞いて聽かせますので、「なぜ早く結婚をしないか」と尋ねましたら、「彼氏は目下結婚に要する費用及び結婚後直ちに破綻を來さないように経済的の準備をしており、自分は家庭生活に必要な材料を整えておる。」そいつて見せられましたものは、長いちりめんの着物ではございませんで、立派な大きな純綿のシート半ダース、バスタオル数枚、タオルにマット、その他家具、家用道具にマット、その他の生活科学の勉強をいたして〔論旨を明かにせよ〕と呼ぶ者あり)現在我が國の若い青年男女には「賛成か反対かどつちだ」よく聽いてございました。(本論々々と呼ぶ者あり)将来永長く生活を共にいたします相手の長所、短所を見定めて、自分に適する配偶者を定めるだけの判断力は十分にございましょうか。從來の教育、法律上認めることになりますと姑、舅環境その他よりして、私は誠に申しわけございませんが、いつまでも良き妻として夫を

うか。婚姻の届出も分つておりますし、他人の干渉なく、自分の眼で選んでも相手でありますながら、ずるくと内縁表示を明確にした後、双方から教会の帳簿にサインし、更に夫婦揃つて戸籍役持つて来て、いろいろ話を聞いて聽かせますので、「なぜ早く結婚をしないか」と尋ねましたら、「彼氏は目下結婚に要する費用及び結婚後直ちに破綻を來さないように経済的の準備をしており、自分は家庭生活に必要な材料を整えておる。」そいつて見せられましたものは、長いちりめんの着物ではございませんで、立派な大きな純綿のシート半ダース、バスタオル数枚、タオルにマット、その他家具、家用道具にマット、その他の生活科学の勉強をいたして〔論旨を明かにせよ〕と呼ぶ者あり)現在我が國の若い青年男女には「賛成か反対かどつちだ」よく聽いてございました。(本論々々と呼ぶ者あり)将来永長く生活を共にいたします相手の長所、短所を見定めて、自分に適する配偶者を定めるだけの判断力は十分にございましょうか。從來の教育、法律上認めることになりますと姑、舅環境その他よりして、私は誠に申しわけございませんが、いつまでも良き妻として夫を

うか。婚姻の届出も分つておりますし、他人の干渉なく、自分の眼で選んでも相手でありますながら、ずるくと内縁表示を明確にした後、双方から教会の帳簿にサインし、更に夫婦揃つて戸籍役持つて来て、いろいろ話を聞いて聽かせますので、「なぜ早く結婚をしないか」と尋ねましたら、「彼氏は目下結婚に要する費用及び結婚後直ちに破綻を來さないように経済的の準備をしており、自分は家庭生活に必要な材料を整えておる。」そいつて見せられましたものは、長いちりめんの着物ではございませんで、立派な大きな純綿のシート半ダース、バスタオル数枚、タオルにマット、その他家具、家用道具にマット、その他の生活科学の勉強をいたして〔論旨を明かにせよ〕と呼ぶ者あり)現在我が國の若い青年男女には「賛成か反対かどつちだ」よく聽いてございました。(本論々々と呼ぶ者あり)将来永長く生活を共にいたします相手の長所、短所を見定めて、自分に適する配偶者を定めるだけの判断力は十分にございましょうか。從來の教育、法律上認めることになりますと姑、舅環境その他よりして、私は誠に申しわけございませんが、いつまでも良き妻として夫を

うか。婚姻の届出も分つておりますし、他人の干渉なく、自分の眼で選んでも相手でありますながら、ずるくと内縁表示を明確にした後、双方から教会の帳簿にサインし、更に夫婦揃つて戸籍役持つて来て、いろいろ話を聞いて聽かせますので、「なぜ早く結婚をしないか」と尋ねましたら、「彼氏は目下結婚に要する費用及び結婚後直ちに破綻を來さないように経済的の準備をしており、自分は家庭生活に必要な材料を整えておる。」そいつて見せられましたものは、長いちりめんの着物ではございませんで、立派な大きな純綿のシート半ダース、バスタオル数枚、タオルにマット、その他家具、家用道具にマット、その他の生活科学の勉強をいたして〔論旨を明かにせよ〕と呼ぶ者あり)現在我が國の若い青年男女には「賛成か反対かどつちだ」よく聽いてございました。(本論々々と呼ぶ者あり)将来永長く生活を共にいたします相手の長所、短所を見定めて、自分に適する配偶者を定めるだけの判断力は十分にございましょうか。從來の教育、法律上認めることになりますと姑、舅環境その他よりして、私は誠に申しわけございませんが、いつまでも良き妻として夫を

町村 敬賞	西郷吉之助
新谷寅三郎	河野 正夫
安部 定	伊達源一郎
中川 以良	姫井 伊介
加賀 操	服部 教一
柏木 庫治	松井 道夫
岡本 愛祐	石川 準吉
窟谷 栄一	大山 安
小畠 哲夫	稻垣平太郎
大島 定吉	尾崎 春彦
堀 末治	北村 一男
小野 光洋	尾崎 行輝
鎌田 逸郎	飯田精太郎
駒井 藤平	江熊 哲翁
矢野 順雄	北條 秀一
鶴積貞六郎	伊藤 保平
木下 真雄	藤野 繁雄
三島 通陽	堀越 優郎
高瀬莊太郎	藤井 丙午
山本 勇造	赤木 正雄
赤澤 與仁	奥平 伸雄

項」を加える。

附則第九條の次に左の一項を加え

る。

第十條 新法第七百六十四條第二項

の規定による家事審判所の確認

は、当分の間、簡易裁判所の確認

をもつて、これに替えることがで

きる。

附則第十條を第十一條とし、以下

第三十三條まで一項ずつ繰り下げ

る。

附則第十三條「第十一條」を「第

十二條」に、第十六條中「第二十一

條「至、第二十二條」に、第二十二條

中「第十七條」至「第十八條」に、第二

十五條第二項中「第二十八條」を「第

二十九條」に、第二十六條第二項中

「第二十七條」至「第二十八條」に、第

二十七條第一項中「第二十五條」を

「第二十六條」に、第三十條中「第二

十五條」を「第二十六條」に、第三十

二條中「第二十五條」を「第二十六條」

に改める。

附則に左の通り加える。

第三十五條 家事審判法第九條第一

項甲類第四号の次に左の一項を加え

る。

四の二 民法第七百六十四條第二

項の規定による協議上の離婚の

確認

（田中耕太郎君登壇、拍手）

協議上の離婚は、その届出前に家事審判所の確認を経なければならぬ。

い。

第七百六十五條第一項中「第七百

三十九條第二項」の下に、前條第二

げます。

修正案の第一点は、原案第七百六十

四條に「協議上の離婚は、その届出前

に家事審判所の確認を経なければなら

ない。」という一項を附加えますこと

と、これに伴なう條文の整理でござい

ます。第二点は「家事審判所の確認は、

当分の間、簡易裁判所の確認をもつて、

これに替えることができる。」という趣

旨の規定と、これに伴ないまする関係

條文の整理でござります。この修正案

を提出いたしました理由を、簡単に御

説明申上げます。

從來我が日本の民法の協議上の離婚

の場合におきましては、御承知のよう

に届出のみによつて離婚が効力を生ず

ることになつております。政府原案

もこの長年探つて參りました方針をそ

のまま踏襲しておるのでございます。

併し私共は協議上の離婚の手続を

このまま踏襲しておるのでございます。

併し私は離婚を認めないで、その代りに

離婚を認めないで、その代りに

離婚を認めないで、その代りに

離婚を認めないで、その代りに

離婚を認めないで、その代りに

離婚を認めないで、その代りに

離婚を認めないで、その代りに

離婚を認めないで、その代りに

離婚を認めないで、その代りに

慮をお願い申上げます次第でございま

す。

そもそも我が民法は、我が國におき

る所であります。「ノーノー」と呼ぶ者

として参り、今後と雖も、民主主義的政

治社会の下におきましても、家庭や夫

婦関係の眞の使命を大いに発揚しなけ

ればならんと考えられますのに拘わら

ず、離婚に関しまする限り、日本人が、

個人主義、自由主義の本場と認められ

ておりますようなる歐米諸文明國におき

ますのも殆んどその類例を見ない程度

の、簡易且つ自由な離婚制度を採用し

て参つたのであります。歐米諸國では

一部のキリスト教諸國は、御承知のよ

うに離婚を認めないで、その代りに

別居といふ制度を認め、離婚を絶対に

禁止しております。又他のキリスト教

諸國は、離婚を認めましても、裁判上

のもの、即ち裁判所の判決によるもの

だけに限りまして、而もその離婚原因

を極めて狭く制限いたしておるのであ

ります。協議上の離婚を認めておりま

す國を挙げて見ますと、それは極めて

少数でございまして、國の名前はエス

トランド、レットランド、キューバ、

ドミニカ共和国、エクアドル、ハイ

チ、ホンデュラス、メキシコ、ニカラ

グア、サルバドール並びにウルグアイ

でございます。日本はこのグループの

の意思で離婚ができるようになつてお

りますが、これはソヴィエトの特殊の

イデオロギーから出ておることと存ず

る所であります。「ノーノー」と呼ぶ者

として参り、今後と雖も、民主主義的政

治社会の下におきましても、法律は離婚

あり更に協議上の離婚を認めており

ます國々におきましても、法律は離婚

が軽率に行われないような用意を講じ

ております。一方的

に、一定の期間例えば向う二ヶ年間再

り、離婚が再婚の目的に出でないよう

に、一定の期間例えば向う二ヶ年間再

り、離婚を禁じましたり、子供の利益を害し

ておりますようなる歐米諸文明國におき

ますのも殆んどその類例を見ない程度

の、簡易且つ自由な離婚制度を採用し

ております。然るに我が民法

におきましては、協議上の離婚の制度

の濫用を防止するための何らの考慮も

しておるのであります。その結果

におきましては、協議上の離婚の制度

の濫用を防止するための何らの考慮も

しておるのであります。その結果

におきましては、協議上の離婚の制度

の濫用を防止するための何らの考慮も

しておるのであります。その結果

におきましては、協議上の離婚の制度

の濫用を防止するための何らの考慮も

しておるのであります。その結果

見

い。

ますことは、婦人の地位の保護の見

い。

地から考えて見まして特に必要ではないとかと存じます。凡そ離婚件数の中は、毎年五万乃至八万と算せられておるそうですが、協議上の離婚が大部分を占めておりまして、裁判上の離婚の件数は全体の極めて少数のパーセンテージになつておるのでございます。或いは一%とか二%とか極めて少數である。ところで、この裁判上の離婚は大体におきまして妻が訴訟を提起する場合のみに限られておりまして、夫が訴を起すようなことは殆んどないようであります。これは夫の方は、妻を出そうと思えば、妻を威圧いたしまして協議上の離婚に同意させればいいのであります。併しながらこの文明國に起します必要がないからであります。要しますに、日本民法は協議上離婚制度におきまして他の文明國に殆んど類例を見ないような自由を認めています。併しながらこの自由は名ばかりであります。併し修正案の目的は、離婚の許可を家事審判所に申請させようとすることには不当だというのが、その一つであります。併し修正案の目的は、離婚手続を面倒にして、離婚の自由を制限することは不當だというのが、その一つであります。併し修正案の目的は、離婚手続を離婚の原因まで立ち入つて一々審査をいたすものではないのであります。併しながらこの自由は名ばかりであります。併しながらこの自由は保障されることを確認するだけに止まつておるのではあります。修正案の目的は離婚の制限ではなく、却つて離婚の自由を保障することに存しておるわけでございます。一昨日の司法委員長の御報告によりますと、司法当局は、この離婚の手続に「確認」を加えるといふことが、いかにも新憲法の精神に反して特に男女平等、女性の保護の精神を徹底しなければならない今日、許されないところでありまして、一刻も早く改めなければならないものと確信する次第でございます。かような

意見は、私共発議者の單なる私見や思ひつきではないということをこの際申上げて置きます。これは久しい以前から成っておりますところの民法改正案研究会から発表されました極めて有益な「民法改正案に対する意見書」、これは法律時報の八月号に載つております。その意見書の見解とも一致するものであるということを附加えて申上げて置きます。

本修正案に対しましての反対理由を想像いたして見ますると、先ず離婚手続を面倒にして、離婚の自由を制限することは不當だというのが、その一つであります。併し修正案の目的は、離婚の許可を家事審判所に申請させようとすることには不當だといふのが、その一つであります。併し修正案の目的は、離婚手続を面倒にして、離婚の自由を制限することは不當だといふのが、その一つであります。併し修正案の目的は、離婚手続を離婚の原因まで立ち入つて一々審査をいたすものではないのであります。併しながらこの自由は名ばかりであります。併し修正案の目的は離婚の制限ではなく、却つて離婚の自由を保障することに存しておるわけでございます。一昨日の司法委員長の御報告によりますと、司法当局は、この離婚の手続に「確認」を加えるといふことが、いかにも新憲法の精神に反して特に男女平等、女性の保護の精神を徹底しなければならない今日、許されないところでありまして、一刻も早く改めなければならないものと確信する次第でございます。かような

しながらそれは決してそうではないのを真に持つておるかどうかということを確認するだけでありますから、決して自由を制限しておるわけではないのです。次に家事審判所の定員だけでは、年に五万乃至八万の協議離婚事件を処理する人に手が足らぬといふのが、反対理由の第二であります。元來人手が足らぬということを理由にすれば、併し我々はこの点を考慮いたしましたのは、婚姻という事柄の重要性に鑑みまして本来煩雑ではないかと存じます。併し我々はこの点を考慮いたしましたが、併し家事審判所の確認は、当分の間簡易裁判所即ち元の区裁判所の確認を以てこれに代うことができる旨の規定を附則中に設けたのでございました。家事審判所の審判官定員四百人、簡易裁判所判事定員六百四十五人、判事補定員二百五十人、総計一千二百九十五人を以て年に五万乃至八万の離婚事件の処理に当たりますと、一人ずつの件数は年約三千八件乃至六十一件に過ぎません。それも確認だけの問題でありますから、負担は大したことにはならないと存ぜられるのであります。

要しますに、反対理由はいずれも根拠が薄弱であると言わなければなりません。専当事者の立場から考えて見ましても大した犠牲ではございません。専当事者の立場のために、このくらいいの手續を踏むことを面倒がるようないのでございます。それは、婚姻のよ

うな國家社会の構成の単位でありますて又基礎を成しておるところの人倫の本に關係いたし、又多くの場合において宗教的色彩の濃厚な法律關係を單なる賣買や賃貸借や雇傭といふような財産に関する關係と同じように取扱おうとする誤まつた思想に基いておるのであります。婚姻は單なる合意によつて成立いたしますが、併しそれによりまして成立いたします法律關係は、財産法上のものと違つた身分的ものであります。私のものではなくて、公の性質を帶びておる。当事者の意思を超えるところの愛と犠牲を基調としたとする神聖な關係でござります。フランスの民法の起草者として、世界に有名であります或る学者はこう言つておられます。「婚姻においては、單に自分のためだけではなく、他人のためにも約束する。人は正にこれから生ぜしめんとする新家庭の保護者となることを約する。人は國家のために約し又人類一般のために約する」「公といふことが從つて常に婚姻の問題の一部を成す。……故に夫婦間の契約は他のいかなる契約にも類似しない。」こういふに述べておるのであります。故に財産法上の原理でありますと、婚姻を律しまして、自由に解消させ得るのは、根本的に考

認だけでよろしいじやないかという話もあつたのであります。併しながら裁判所は離婚の確認事件のみ取扱つておるのではありません。現在の状況でも事件が多いのであって、「そうだ」と呼ぶ者あり)裁判所は直接に違がないのであります。「そうだ」と呼ぶ者あり)こういう現状に対して、八万件ある(こういうことはできんのであります)以上の離婚事件をただ確認するだけとして、現在の裁判官の人的給源状況から考えて見て不能であると私は信ずるのである。(「その通り」と呼ぶ者あり)大凡そ法律は現状に即した法律でなければならんと私は考えておる。「そうだ」と呼ぶ者あり)國家の財政と睨み合せて、いろいろの関係を総合して立法するのが当然であると考える。そういう意味におきまして、こういう規定をなしても、現在の裁判官の給源状況を判断して、不能であると私は信じております。(「俺もそう思ふ」)離婚關係で問題になるということは、離婚の眞意があるかと、そういうことが問題になるのであります。離婚による跡始末の関係であります。離婚をなした場合において、子供の始末をどうするか、財産關係を継続する意思はないのであります。お

りであります。併しこの條件では困る。正案は單に確認するというだけで、この不満に対しても答えていないのであります。多くの不満はそれに歸するのであります。苟くも当事者が離婚するということになつたならば、繼續する意思はないのであります。離婚の條件について不満を感じておるのであります。修正案はこの点について何らの考慮を拂つていないのであります。そういう意味からいたしまして、而も証人二人以上の届出によつて当事者が届出るのであります。現在の國民の文化程度から言えれば、裁判所は確認する必要はない。國民に委して置いてよいと私は信じておるのであります。十分に保護されるたと考へるのであります。

(同感)と呼ぶ者あり)御承知のこととく民法は私権に対する基本法典であります。政府は本法律案を提出するに当たりまして、極めて重要な法律であります。政府は本法律案を提出するに當りまして、今回の改正案は單に憲法に副うように、その点のみを規定したのであります。急速に根本的に民法改正の必要があることを認めておつたのであります。我々は根本的民法の改正の場合においては、民法の第二編の物権、或いは第三編の債権、その他総則につきましても、均分相続がよろしいかどうか考へておるのであります。急速に根本的改正が行われることを信じておるの

でござります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)私共社會生活の実情に即して、日本が明治三十二年に民法を制定しました。その当時から、初めて民法が日本にできました。その昔から、協議離婚といふ全く外國に例のないこの法律を持つて來た。これは何のためであつたか。このことを考へますときに、私は又もう一つ私共永年婦人解放の運動に當つて參りましたときに、日本に協議離婚といつ制度があつて、女を追出する離婚、つまり強制離婚、形式は協議離婚でありますけれども、實質的には強制離婚、追い出し離婚であるところの、この極めな可哀想な中に追い込む法律があるということを、常に婦人解放運動の途上で援つて來た、いつも探上げて來たところであつたのでござります。

(副議長退席、議長着席) ただ今日新らしい憲法が旧憲法と取つて變りました。日本の國民生活の上で、又法律的にも社会的にも教育的にも經濟的にも、男女の全平等が認められた。これは成る程法律の上では、法文の上では抽象的には男女は全く平等になつたのでござります。併しながら実際の生活の上、社会的にこの実情が、本当にこの法律が約束したようになります。離婚による跡始末の関係であります。離婚をなした場合において、子供の始末をどうするか、財産關係をどうするかと、そういうことが問題になるのであります。離婚をなした場合は社会の実情に即しなければならないことになります。離婚をなした場合において、離婚の当事者は婚姻を離れるべき平等の本質的な人格の確認とが、本当にこの法律が約束したようになります。離婚による跡始末の関係であります。離婚をなした場合は社会の実情に即しなければならないことになります。離婚をなした場合は社会の実情に即しなければならないことになります。離婚をなした場合は社会の実情に即しなければならないことになります。離婚をなした場合は社会の実情に即しなければならないことになります。

議員がおつしやいましたように、法律は社会の実情に即しなければならないことになります。離婚をなした場合は社会の実情に即しなければならないことになります。

それはこの法律の上であります。法律は家事審判所によりまして、

先程の反対議員の方が裁判所といふ言葉を使ってお出でになりましたが、こ

れは家事審判所でございます。(拍手)

又家事審判所はこのいわゆる裁判沙汰

にすることを避けまして、温い人情の通つた心と公平な立場で、民主的な話

合いの上で納得すぐで物事を解決して行こうというために、新らしく司法委

員会で今度審議されまして決められま

○議長(松平恒雄君) 日程第一、児童福祉法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先づ委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重蔵君。

審査報告書

児童福祉法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月十三日

厚生委員長 塚本 重蔵

参議院議長松平恒雄殿

多數意見者署名

山下 義信 小林 勝馬

内村 清次 小杉 イ子

河崎 ナツ 米倉 龍也

波多野林一 宮城タマヨ

中山 舜彦 稲積貞六郎

千田 正 姫井 伊介

藤森 順治 今泉 政喜

安達 良助 谷口彌三郎

三木 治朗 木内キヤウ

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、児童及び妊娠婦の福祉のための施設を整備改善し、児童相談所及び児童に関する個々の適切な措置をとるべき、児童委員の制度を設け、児童ならびに母性の福祉を増進する事務全体に、有機的な連絡をもたらすと共に、現行の少年教護法ならびに児童虐待

防止法を廃止して、これに必要な趣旨も併せて本法に規定しているものであつて、この法律を制定することは必要な措置と認めた。

しかし政府原案はその主旨に照

してても是非修正の必要があり、そ

の要点は(一)政府原案では、本

法による児童福祉機関として、有

給と無給の児童委員を規定し、両

者をひとしく児童委員の名称を用

いているが、これは、その使命、任

務の上から明瞭に区分して、その

任用条件を明記し、特に児童及び

妊娠婦の保護、保健その他福祉に

関する事業につき経験又は学識あ

る者の任用を期すること。(二)

児童委員と民生委員とは、政府原

案の如く一本建として、これを認

めるが、現任の民生委員を即ち悉

くこれを児童委員とする方針は是

正し、現任民生委員はこれを厳に

再録めること、及び民生委員の

銘柄に当つては、児童委員として

も適任者であることを要件とする

こと。(三)児童福祉施設中に「母子

寮」を加えて、母子不可分保護を

要する者の、適切な福祉施設とす

ること、及びこれに伴う條文の整

理をすること。(四)妊娠婦が助産

婦についてその保健指導を受けた

場合においても、母子手帳に記載

する義務を定むること。(五)新憲

法の保障する人権の保障を全から

しめるために、(イ)保護者が児童

を虐待している場合において、児

童を里親に委託し、又は施設に入

所させて保護するに當つて、親権

者の意思に反してこれをするとき

は、家事審判所の承認を受けさせ

ることにすること。(ロ)調査のた

め立入る者を政府原案では「当該

更員」としているのを「児童委員

又は児童福祉に関する事務に従事

する更員」に限定すること。(ハ)

施設における保護を満二十歳に達

するまで延長する場合は、児童相

談所の再鑑別に付して、その必要

を認めた場合に限ることとするこ

と、(ニ)施設において児童を酷使

してはならない旨を明記すること

と。(六)この法律の施行期日は政

令で定めることとし又或る事項に

ついては、命令を以て定むること

としてあるが、これは、本法にお

いて規定すること。等であつて、

特に審議を重ねたが、衆議院にお

いて以上の諸点につき修正をなし

たので、衆議院送付案を妥当なも

のであると認めた。

二、事件の利害得失

児童ならびに母性の福祉に関する事業の整備、拡充を図り、その組織と合理性を保たしめて、これを促進させる利益がある。

三、費用

本法施行に伴う費用は、本年度

は本法の一部施行即ち児童福祉委員会、児童相談所、児童福祉司及び

児童委員の設置、ならびに浮浪児

保護及び不良児童教護に要する経費

その他の事務費として三千四百六

十七万五千円を計上している。

ともに健やかに育成する責任を負

う。

児童福祉法案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十月二十五日

参議院議長 松岡 駒吉

(小字及び――は衆議院修正)

案議院議長 松平恒雄殿

○(児童福祉司及び

第二節 児童福祉委員会

第三節 ○(児童福祉司及び

第一章 総則

第二章 福祉の措置及び保障

第三章 児童相談所

第四章 費用

第五章 雜則

第六章 附則

第七章 第二條

國及び地方公共團體は、児

童の保護者とともに、児童を心身

の原理であり、この原理は、すべて

児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

第五條 この法律で、妊娠婦とは、

就字の始期に達するまでの者

二 幼兒 満一歳から、小学校

十八歳に満たない者をいい、児童

を左のように分ける。

一 乳兒 満一歳に満たない者

三 少年 小学校就学の始期か

ら、満十八歳に達するまでの者

四 幼少 満一歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

五 幼稚 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

六 幼年 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

七 幼稚園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

八 幼少園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

九 幼稚園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

十 幼少園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

十一 幼稚園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

ならない。

第二條 國及び地方公共團體は、児

童の保護者とともに、児童を心身

の原理であり、この原理は、すべて

児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

第三條 前二條に規定するところ

は、児童の福祉を保障するための

原則であり、この原則は、すべて

児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

第四條 この法律で、児童とは、満

一歳に満たない者をいい、児童

を左のように分ける。

一 乳兒 満一歳に満たない者

二 幼兒 満一歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期か

ら、満十八歳に達するまでの者

四 幼少 満一歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

五 幼稚 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

六 幼稚園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

七 幼少園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

八 幼稚園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

九 幼少園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

十 幼稚園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

十一 幼少園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

十二 幼稚園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

十三 幼少園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

十四 幼稚園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

十五 幼少園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

十六 幼稚園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

十七 幼少園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

十八 幼稚園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

十九 幼少園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

二十 幼稚園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

二十一 幼少園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

二十二 幼稚園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

二十三 幼少園 満三歳から、小学校

就字の始期に達するまでの者

弱児施設、療育施設及び教護院とする。

第二節 児童福祉委員会

第八條 児童及び妊娠婦の福祉に関する事項を調査審議するため、中央児童福祉委員会及び地方児童福祉委員会を置く。

地方児童福祉委員会は、都道府県ごとに、これを置く。

中央児童福祉委員会は、厚生大臣の、地方児童福祉委員会は、都道府縣知事の管理に属する。

中央児童福祉委員会は、厚生大臣の諮問に答え、又は関係各大臣に意見を提出することができる。

地方児童福祉委員会は、都道府縣知事の諮問に答え、又は関係行

政廳に意見を提出することができる。

児童福祉委員会は、特に必要があると認めるときは、関係行政廳に対し、所屬職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第九條 中央児童福祉委員会は、委員四十五人以内で、地方児童福祉委員会は、委員二十人以内でこれを組織する。

児童福祉委員会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

中央児童福祉委員会又は地方児童福祉委員会の委員及び臨時委員

は、関係行政廳の官吏又は吏員、児童の保護、保健その他福祉に関する事業に從事する者及び学識経験のある者の中から、厚生大臣又は都道府縣知事が、夫々これを命ずる。

児童福祉委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。

民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

見慣委員は、児童福祉司の行う職務につき、これに協力するものとする。

民生委員による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

児童委員は、都道府縣知事の指揮監督を受ける。

児童相談所には、第一項に規定するものの外、必要な職員を置く。

第二十條 妊娠した者は、速やかに、医師又は助産師の妊娠証明書を添え、命令の定めるところにより、市町

村長に妊娠の届出をしなければならない。但し、附近に医師及び助産師がない等やむを得ない事由があるときは、医師

又は助産師の妊娠証明書を添えることを要しない。

第十七條 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。

第十八條 この法律で定めるもの

の外、児童相談所の管轄区域その他の児童相談所に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二章 福祉の措置及び保障

他兿童相談所に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二章 福祉の措置及び保障

第二章 福祉の措置及び保障

施設をとらなければならない。

第二十二條 市町村長は、保健上必

要があるにもかかわらず、経済的

理由により、入院助産を受けるこ

とはできない妊産婦を助産施設に

入所させて、助産を受けさせなく

はならない。但し、附近に助産

又は助産師の妊娠証明書を添える

ことを要しない。

第二十二條 市町村長は、保健上必

要があるにもかかわらず、経済的

理由により、入院助産を受けるこ

とはできない妊産婦を助産施設に

入所させて、助産を受けさせなく

はならない。但し、附近に助産

又は助産師の妊娠証明書を添える

ことを要しない。

第二十二條 市町村長は、保健上必

要があるにもかかわらず、経済的

理由により、入院助産を受けるこ

とはできない妊産婦を助産施設に

入所させて、助産を受けさせなく

はならない。但し、附近に助産

又は助産師の妊娠証明書を添える

ことを要しない。

あるときは、この限りでない。

第二十三條 市町村長は、保護者が、配偶者の

ない女子又はこれに準する事柄にある女子であつて、その者の監護べき児童の福祉に大なるところがあると認めるときは、その保護書及び児童を母子寮に入所させて保護しなければならない。但し、附近に母子寮がない事由があるときは、この限りでない。

第二十四條 市町村長は、保護者の労働その他命令で定める事由により、その監護すべき児童又は幼児の保育に欠けるところがあると認められたときは、その乳児又は幼児を保育所に入所させて保育しなければならない。

第二十五條 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認めた者は、その職員に通告しなければならない。但し、少年審判所の保護処分をするべき児童については、この限りでない。

第二十六條 保護者のない児童又は

保育所に入所させて保育しなければならない。但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第二十七條 市町村長は、保護者の労働その他命令で定める事由によつて、前條の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、職業、性別、健康状態その他児童の福祉増進に関する参考となる事項を記載しなければならない。

第二十八條 都道府県知事は、前條の規定による報告書による報告のあつた児童につき、命令の定めるところにより、左の各号の一の措置をとらなければならない。

一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させる

こと。
二 児童又はその保護者を○児童相談所は、前條の規定による認める児童を発見した者は、これを児童相談所又はその職員に通告しなければならない。但し、少年審判所の保護処分をするべき児童については、この限りでない。

第二十九條 児童相談所は、前條の規定による通告を受けた児童について、必要があると認めたときは、左の各号の措置をとらなければならない。但し、児童の各号の措置をとらなければならない。相談に際しては、児童に応じた児童について、同様である。

第三十條 第二十九条の措置を要する。

と認める者は、これを都道府県に知事に報告すること。
二 児童又は○児童相談所は、○児童委員会員に指揮させること。

前項第一号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、職業、性別、健康状態その他児童の福祉増進に関する参考となる事項を記載しなければならない。

第二十九條 都道府県知事は、前條の規定による報告書による報告のあつた児童につき、命令の定めるところにより、左の各号の一の措置をとらなければならない。

一 保護者が親権者であるときは、民事審判所の承認を得て、前條第一項第三号の措置をとることができる。

二 保護者が親権者でないときは、その児童を親権者に引き渡すこと。但し、その児童を親権者に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、民事審判所の承認を得て、前條第一項第三号の措置をとること。

三 保護者が親権者でないときは、その児童を親権者に引き渡すこと。但し、その児童を親権者に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、民事審判所の承認を得て、前條第一項第三号の措置をとること。

四 保護者が親権者でないときは、その児童を親権者に引き渡さなければならぬ。但し、親権者に引き渡すことができないとき、

又は都道府県知事において親権者に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、この限りでない。

五 満十五歳に満たない児童に酒席に待する行爲を業務としてさせること。

六 児童に淫行をさせること。

七 前各号に掲げる行爲をする虞のある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行爲をなす虞のある者に、情を知つて、児童を

第二十九條 保護者が、その児童を虐待し、又は著しくその監護を怠り、よつて刑罰者かその児童を虐待し、又は著しくその監護を怠り、よつて刑罰法令に触れる又は触れる虞がある場合においてその監護を怠り、よつて刑罰法

合に触れる又は触れる虞がある場合においてその監護を怠り、よつて刑罰法

令に触れる又は触れる虞がある場合においてその監護を怠り、よつて刑罰法

要があると認めるときは、
当該児童の福運に因する事務に在事する事員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の從業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができ。この場合においては、児童の身分を証明する証票を携帯せなければならぬ。

第三十一条 都道府県知事は、里親に必要な報告をさせることができ。この法律で定めるもの外、一時保護を加えさせ、又は適当な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。

第三十二条 都道府県知事は、里親に必要な報告をさせなければならない。

第三十三条 何人も、左の各号に掲げる行爲をしてはならない。

一 不具奇形の児童を公衆の觀覽に供する行爲

二 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行爲

三 公衆の娛樂を目的として、満十五歳に満たない児童に馬をさせたり、又は曲馬をさせたりする行爲

四 満十五歳に満たない児童に戸門について、又は道路その他これらに準ずる場所で歌謡、遊藝その他の演技を業務としてさせる行爲

五 満十五歳に満たない児童に酒席に酒席に待する行爲を業務としてさせること。

六 児童に淫行をさせること。

七 前各号に掲げる行爲をする虞のある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行爲をなす虞のある者に、情を知つて、児童を

第三十四条 認めるときは、第二十九條第一項

の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせること。

第三十五条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第三十六条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第三十七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第三十八条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第三十九條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第四十条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第四十一条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第四十二条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第四十三条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第四十四条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第四十五条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第四十六条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第四十七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第四十八条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第四十九条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第五十条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第五十一条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第五十二条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第五十三条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

第五十四条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十九條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加えさせること。

爲のなされる處があるの情を知つて、他人に児童を引き渡す行爲

篇

養護施設、精神薄弱児施設、療育施設又は看護院においては、夫々第四十一条、第四十二条、第四十三条又は第四十四条に規定する目的に依して、入所した児童を簡便しではならない。

前項の児童を簡便から保護するため必要な事項は、児童の労働に係する他の法令の趣旨を遵守して、第四十五条の規定による最低基準に依りて、これを定める。

第三章 児童福祉施設

三十五條 國及び都道府縣は、命令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。

市町村（特別区を含む。以下同じ。）その他の者は、命令の定めるところにより、行政廳の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

都道府縣知事は、地方児童福祉委員会の意見を聞き、市町村に対し、児童福祉施設の設置を命ずることができる。

三十六條 助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊娠婦を入所させて、助産を受けさせることを目的として、助産を受けさせることを目的とする。

とする施設とする。

第三十六條 乳兒院は、乳兒を入院させて、これを養育することを目的とする施設とする。

第三十七條 保育所は、日日保護者との連絡を以て、乳兒又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

第三十八條 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを與えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第三十九條 養護施設は、乳兒を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護することを目的とする施設とする。

第四十条 精神薄弱児施設は、精神薄弱の児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を與えることができる。

第四十一条 療育施設は、身体の虚弱な児童に適正な環境を與えて、その健康増進を図ることを目的とする。

第四十二条 教諭院は、不良行爲を有する児童を入所させて、これららの者を保護することを目的とする施設とする。

第四十三條 乳兒院は、乳兒を入院させて、これを養育することを目的とする施設とする。

第四十四條 保育所は、日日保護者との連絡を以て、乳兒又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

第四十五條 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを與えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第四十六條 養護施設は、乳兒を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他の児童を入所させて、これを養護することを目的とする施設とする。

第四十七條 精神薄弱児施設は、精神薄弱の児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を與えることを目的とする施設とする。

第四十八條 療育施設は、身体の虚弱な児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を與えることができる。

第四十九條 乳兒院は、乳兒を入院させて、これを養育することを目的とする施設とする。

第五十條 保育所は、日日保護者との連絡を以て、乳兒又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

第五十一條 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを與えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第五十二條 養護施設は、乳兒を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他の児童を入所させて、これを養護することを目的とする施設とする。

第五十三條 精神薄弱児施設は、精神薄弱の児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を與えることを目的とする施設とする。

第五十四條 療育施設は、身体の虚弱な児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を與えることができる。

第五十五條 乳兒院は、乳兒を入院させて、これを養育することを目的とする施設とする。

第五十六條 保育所は、日日保護者との連絡を以て、乳兒又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

第五十七條 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを與えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第五十八條 養護施設は、乳兒を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他の児童を入所させて、これを養護することを目的とする施設とする。

第五十九條 精神薄弱児施設は、精神薄弱の児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を與えることを目的とする施設とする。

第四十三條 療育施設は、身体の虚弱な児童に適正な環境を與えて、その健康増進を図ることを目的とする。

第四十四條 乳兒院は、不良行爲を有する児童を入所させて、これららの者を保護することを目的とする。

第四十五條 保育所は、日日保護者との連絡を以て、乳兒又は幼児を保育することを目的とする。

第四十六條 養護施設は、乳兒を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他の児童を入所させて、これを養育することを目的とする。

第四十七條 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを與えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。

第四十八條 養護施設は、乳兒を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他の児童を入所させて、これを養育することを目的とする。

第四十九條 精神薄弱児施設は、精神薄弱の児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を與えることができる。

第五十條 痘育施設は、身体の虚弱な児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を與えることができる。

第五十一條 乳兒院は、乳兒を入院させて、これを養育することを目的とする。

第五十二條 保育所は、日日保護者との連絡を以て、乳兒又は幼児を保育することを目的とする。

第五十三條 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを與えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。

第五十四條 養護施設は、乳兒を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他の児童を入所させて、これを養育することを目的とする。

第五十五條 精神薄弱児施設は、精神薄弱の児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を與えることを目的とする。

第五十六條 痘育施設は、身体の虚弱な児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を與えることができる。

第五十七條 乳兒院は、乳兒を入院させて、これを養育することを目的とする。

第五十八條 保育所は、日日保護者との連絡を以て、乳兒又は幼児を保育することを目的とする。

第五十九條 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを與えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。

とができる。但し、親権者のある者の財産の管理については、この限りでない。

第四章 費用

第四十一条 左の各号に掲げる費用は、都道府縣の負担とする。

一 地方児童福祉委員会に要する費用

二 ○児童福祉司及び

三 児童相談所に要する費用（設備に要する費用を除く。）

四 第十九條第四項の措置に要する費用

五 母子手帳に要する費用

六 都道府縣の設置する助産施設

七 第二十六條の措置に要する費用

八 一時保護に要する費用

九 兒童相談所の設備並びに都道府縣の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

一〇母子寮

一一 小学校又は中学校の課程を修了した者とみなす。

一二 第二項の規定による認定を受けた者は、学校教育法の規定による

第三項の規定による認定を受けた者は、学校教育法の規定による

児童福祉施設に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十一条 左の各号に掲げる費用は、都道府縣の負担とする。

一 地方児童福祉委員会に要する費用

二 ○児童福祉司及び

三 児童相談所に要する費用（設備に要する費用を除く。）

四 第十九條第四項の措置に要する費用

五 母子手帳に要する費用

六 都道府縣の設置する助産施設

七 第二十六條の措置に要する費用

八 一時保護に要する費用

九 兒童相談所の設備並びに都道府縣の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

一〇母子寮

一一 小学校又は中学校の課程を修了した者とみなす。

一二 第二項の規定による認定を受けた者は、学校教育法の規定による

第三項の規定による認定を受けた者は、学校教育法の規定による

第六十一条 この法律施行の際、現に存する少年教護法の規定による少年教護院及び職員養成所は、これをこの法律の規定により設置した教護院及び職員養成施設となる者とみなす。

第六十二条 少年教護院に入院中の者は、これを第二十一条第一項第三号の規定により、教護院に入院させられた者とみなす。

第六十三条 第二十九条第一号の規定に係るものについては、「東京都」と読み替えるものとする。

第六十四条 満二十四歳以上の児童で、学校教育法第九十六条の規定により、義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、第三十三条第三号から第五号までの規定は、これを適用しない。

第六十五条 少年教護法第二十四條第一項但書の規定により、その教科につき、文部大臣の承認を受けた少年教護院であつて、この法律施行の際、現に存するものは、第四十六条第三項の規定により、教科に関する事項につき、学校教育法第二十條又は第三十八條の監督廳の承認を受けたものとみなす。

第六十六条 この法律施行の際、現に存する生活保護法の規定による保護施設中の児童保護施設は、これをこの法律の規定により設置した児童福祉施設とみなす。

第六十七条 この法律施行の際、現に存する児童福祉施設であつて、第六十一条及び前條の規定に該当しないものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を得て、この法律による児童福祉施設として存続することができる。

第六十八条 東京都の特別区のある区域においては、当分の間、第二

発生し、一般青少年も悪い環境の中でも著しく不良化して参つておるのであります。これらの児童に対しまして適切なる施策を講ずることは極めて緊要であります。

第六十九条 第二十九条第一号の規定に係るものについては、「東京都」と読み替えるものとする。

第七十条 満二十四歳以上の児童で、学校教育法第九十六条の規定により、義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、第三十三条第三号から第五号までの規定は、これを適用しない。

第七十一条 「塚本重義君登壇、拍手」

○塚本重義君 只今議題となりました

児童福祉法案につきまして、厚生委員

會における審議の経過並びにその結果

を御報告申上げます。

本法案は衆議院が先議でありまし

て、本院には去る八月十二日予備審査付託となつたのであります。よつて同十九日第一回委員会を開催いたし、爾來委員会を開きましたこと十七回、毎回極めて熱心な審議が続行されました。先ず最初に本法案提出の理由を一松厚生大臣から聴取しました。その説明の概要を申上げます。

本法は五章、六十九ヶ條の規定か

ら成つておりますと次の通りであります。

以上の本案に関する政府提出原案の要旨でありまして、更にこの法案の大体的解説を以て、児童の育成につき科学的な措置や或いは相談指導を行わんとするものであります。第三は、妊娠婦及び乳幼児の問題を個々の児童福祉問題を具

体的に解決し、又児童相談所を設け、児童の育成につき科学的な措置や急務である。又日本が將來民主的な文化國家として力強い歩みをいたします。

そのためには児童福祉の問題を大きく探上げる必要を痛感したので、本法案を提出するに至つたのがその本旨でありまして、更にこの法案の大体的内容説明がありました。これを要約して申上げますと次の通りであります。

本法は五章、六十九ヶ條の規定から成つておりますと次の通りであります。第四は、現在する種々の児童福祉施設に關しまして、各種特殊児童の收容施設は勿論、一般童童に対する保育所或いは児童厚生施設等の内容の充実を図ると共に、その施設としての最低基準を定めまして、設備及び運営の向上を期しようとするものであります。

而して以上のよう各施策を実施して、この原理はすべて児童に関する法令の施行に當つて常に尊重されなければならぬということとしてあります。

また、この原則に基づく母性保護に関する現状について特別調査を行う必要があります。そこで決して、幸いに院議の決定によりまして、八月二十三日より二十八

日まで、山下、小川、宮城、草薙、河崎、木内、三木の各委員は、京都大阪地方及び廣島縣地方にそれより派遣出張されまして、或いは各種の関係施設につきこれを視察し、或いは座談会を

開いて、我が國現下の情勢を見ると、戰時中から戦後にかけて社会的秩序の保証と共に、児童育成の責任を負うという児童福祉の原理を闡明いたしました。

また、更に國及び地方公共團體は、児童体にそれより適切な補助を行い、以て終戦後の社会的混乱に伴つて著しく増加を見せた孤兒、浮浪兒等に對しまして、この原則はすべて児童に関する法令の施行に當つて常に尊重されなければならぬということとしてあります。

の他の集会を通じて児童並びに母性の真剣な声を聞き、具さに國民の表情を察する等、詳細の特別調査を行いました。他の委員各位は全員東京その他関東地方における各關係施設の観察調査を行いました。又特に十月一日より三日間に亘つて開催された全國社会事業大会に当りましては、各委員これに列席する機会を得まして、全國の社会事業代表者約三千名による大会の特に設けられた児童福祉に関する特別委員会において表明せられたる要望も亦十分これを察し得たのであります。かくて以後続行された委員会におきましては、或いは児童心身の微妙な発達過程の上から、或いは又母性並びに民情の機微に徹したところの極めて熱烈且つ眞剣な審議が続けられたのであります。

次に本法案について、委員会における質疑並びにこれに対する政府の應答に関しまして御報告いたしますが、これは本法案の趣旨並びに内容からいたしましても、問題は極めて廣汎であります。

質問の第一、本法による児童を満足する点を要約して申上げ、詳細はこれ亦速記録によつて御了承願いたいのであります。

質問の第一、本法による児童を満足

八歳以下と定めた理由如何。答。これは必ずしも科学的な基礎によつたものとは申されないが、諸他の保護立法、例えば労働基準法、船員法等による基準を参考して定めた。本法を児童福祉法案としたのは、本法においての主たる取扱対象となるべき年齢層を予想し、これを本法の名称に使用したのである。

質問の第二、特別要保護家庭における乳兒はこれを乳兒院に入れ、國又は公共の費用によつてこれを保護育成するというが、本法施行の予算計画及び児院は現在全國に十二ヶ所しかないが、漸次これを拡充して行きたい。本法施行に関する予算は本年度分としまして三千四百六十七万五千円を計上しましたが、これは本法施行に関する準備的な措置用の一部分に過ぎないのであります。

質問の第三、児童並びに妊娠婦用必需物資の確保、なんかく母乳不足の乳幼児に対しては牛乳の現物を確保することが第一である。故に児童福祉施設の中に牛乳牧場を入れ、乳幼児に対する牛乳を確保する規定を挿入しては如何。政府の答弁。児童並びに妊娠婦用の必需物資は關係各省と十分な連絡を保ち、且つ本法による福祉委員会の活動と相俟つてその確保を図り、これが適正に配給されるよう努めるつもりである。牛乳が現在不足しておるのは

誠に遺憾であるが、政府としては、麦粉輸入、飼料の確保、種牛の輸入等の措置を探つて、牛乳の不足に対しても最善の努力をいたしております。この法案に規定する各種の施設は、児童を直接的に保護する施設であります。

質問の第六、社会福祉事業とその從事者とは不可分のものである。極言すれば適任の人なくしていかなる施設を講じて見ましても、その事業は單なる形骸に過ぎない。特に本法施行に關連する計画如何。答。從事者の養成にして考えるべきであるとのことであります。

質問の第四、本法による福祉施設として、母子の不可分保護、即ち母と子を分離せずにこれを一緒に保護することを必要とする場合の福祉施設が欠けます。

質問の第五、本法によって最も活動的である母子保護の建前を探らなくてはならない。尙現存の各關係養成機関は極力協力を求めて緊切な措置を講ずる方針である。

質問の第七、本法の施行上絶対に必要な児童福祉施設は、政府の計画によりますと甚だ貧弱であつて、その目的の大半はこれを民間の社会事業團体に委託せなければならない。併し民間社会事業は殆んど戦前の復旧するも不能の状態にあるのみならず、従事者の待遇問題も終んで多大の経営難に陥つております。よつてこれを全部改任して、かる狀態の下において本法の趣旨の徹底乃至一般社会問題の隨機の処理が可能と考えられるや否や。この質疑につい

ては特に片山内閣總理大臣が出席せられまして、一松厚生大臣と共にこもるが、民生委員は名譽職であり、且その銘柄も旧態依然たる元の方面委員をたゞその数を減らしたものに過ぎないのである。よつてこれを全部改任して、児童の福祉を専門的に取扱い得る適任者を以てこれに充てる用意があるか。

質問の第八、いわゆる不良少年は性行不良児及び犯罪の處れる少年と、そして犯罪少年と三様に考えられるが、要するに概ね同一の対象であるこれ

画を立て、その分布並びに施設の内容を考究して審議を図ること。第四、保育所施設の重要性に鑑みてこれが充実を圖ると共に、幼稚園及び保母の行政と第五、司法省少年保護に関する行政事務及びその事業の大半を厚生行政に移管して、要保護少年、要教護少年の取扱を一元化すること。以上の希望意見に対しまして、厚生大臣から所見の開陳がありました。而して、右の希望はいずれもこれを了承し、近くその実現を期して努力する旨の力強い表明があつたのであります。

次いで小川友三委員から左の修正案が提出されました。第七條、乳児院の下に「乳牛牧場」を削え、第十九條第五項として「都道府県知事は、乳児の主食たる牛乳その他乳児に必要な物資を入手することができます。妊娠婦又は乳児若しくは幼児の保護者があるときは、命令の定めるところにより、その物資を確保する措置をとらなければなりません。」を加え、第三十八條として「乳牛牧場は幼児の主食たる牛乳の生産を増加し、その不足を補うことの目的とする施設とする。」を追加し、以下各一條ずつ削下げる案であります。

以上を以ちまして討論を終り、採決に入りました。先ず小川友三君提出の修正案につき賛否を諮りましたところ、小川友三君の外に賛成者がなく、否決されました。次いで、前に説明い

たしました本院及び衆議院の厚生委員会を考究して審議を図ること。第四、保育所施設の重要性に鑑みてこれが充実を圖ると共に、幼稚園及び保母の行政と第五、司法省少年保護に関する行政事務及びその事業の大半を厚生行政に移管して、要保護少年、要教護少年の取扱を一元化すること。以上の希望意見に対しまして、厚生大臣から所見の開陳がありました。而して、右の希望はいずれもこれを了承し、近くその実現を期して努力する旨の力強い表明があつたのであります。

次いで小川友三委員から左の修正案が提出されました。第七條、乳児院の下に「乳牛牧場」を削え、第十九條第五項として「都道府県知事は、乳児の主食たる牛乳その他乳児に必要な物資を入手することができます。妊娠婦又は乳児若しくは幼児の保護者があるときは、命令の定めるところにより、その物資を確保する措置をとらなければなりません。」を加え、第三十八條として「乳牛牧場は幼児の主食たる牛乳の生産を増加し、その不足を補うことの目的とする施設とする。」を追加し、以下各一條ずつ削下げる案であります。

以上を以ちまして討論を終り、採決に入りました。先ず小川友三君提出の修正案につき賛否を諮りましたところ、小川友三君の外に賛成者がなく、否決されました。次いで、前に説明い

たしました本院及び衆議院の厚生委員会を考究して審議を図ること。第四、保育所施設の重要性に鑑みてこれが充実を圖ると共に、幼稚園及び保母の行政と第五、司法省少年保護に関する行政事務及びその事業の大半を厚生行政に移管して、要保護少年、要教護少年の取扱を一元化すること。以上の希望意見に対しまして、厚生大臣から所見の開陳がありました。而して、右の希望はいずれもこれを了承し、近くその実現を期して努力する旨の力強い表明があつたのであります。

次いで小川友三委員から左の修正案が提出されました。第七條、乳児院の下に「乳牛牧場」を削え、第十九條第五項として「都道府県知事は、乳児の主食たる牛乳その他乳児に必要な物資を入手することができます。妊娠婦又は乳児若しくは幼児の保護者があるときは、命令の定めるところにより、その物資を確保する措置をとらなければなりません。」を加え、第三十八條として「乳牛牧場は幼児の主食たる牛乳の生産を増加し、その不足を補うことの目的とする施設とする。」を追加し、以下各一條ずつ削下げる案であります。

以上は本案が本院予備審査付託以來ここに満三ヶ月余に亘る厚生委員会審議の経過概要並びにその結果の報告であります。これを以て報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

(總員起立)

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

一、委員会の決定の理由

失業手当法案は、憲法第二十五条に相應して、失業者の生活の安定を図り、その就労を促進することによって、社会福祉、社会保障の向上に寄與し得る利益がある。

失業手当法案の実施によつて、失業保護の給付が開始せられるに至るまでの間に生ずる失業者の生活の不安定を図り、その就労を促進することによって、社会福祉、社会保障の定めによるところによつて、これを切妥當な立法である。

二、事件の利害得失

失業手当法案の実施によつて、失業保護の給付が開始せられるに至るまでの間に生ずる失業者の生活の不安定を図り、その就労を促進することによって、社会福祉、社会保障の向上に寄與し得る利益がある。

三、費用

この法律施行に要する費用は、本年度五箇月分として給付費及び事務費九億三千六百三十五万円が予定されており、追加予算として計上せられておる。

失業手当法案

手当法案、日程第四、失業保険法案(内閣提出、衆議院送付)以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。労働委員長原虎一君。

審査報告書 失業手当法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

失業手当法案 (小字及び注記欄例証)

は、失業保険法案の構成と密接な関連を有しておるものであるが、ただ本法案の失業保険法案と異なるところは、本法案によれば、保険としての本來の資格期間を充していながら、國庫の特別の負担による給付を受ける点で、この規定を設けているのであつて、

現下の社会情勢に適合したる適切妥當な立法である。

失業手当法案の実施によつて、失業保護の給付が開始せられるに至るまでの間に生ずる失業者の生活の不安定を図り、その就労を促進することによって、社会福祉、社会保障の向上に寄與し得る利益がある。

第一條 この法律は、失業保険の被保険者が失業した場合に、失業手当金又は失業保険金を支給することを目的とする。

前項の失業保険金は、失業保険法の規定にかかるらず、この法律の定めるところによつて、これを支給するものとする。

(失業手当金又は失業保険金の支給)

第二條 政府は、失業保険の被保険者が左に掲げる事項に該当するときには、昭和二十三年三月三十一日までは、失業手当金を同年四月一日以後は、失業保険金を支給する。

以上、失業保険法に規定する事務所(失業保険被保険者となるために當る期間にてて雇職して同の事業所につた日以前の期間については、同

の事業所に雇用されたこと。前二項に當る者が、昭和二十二年十一月一日以前の期間にてて雇職して同の事業所において雇職したこと。

この法律施行の日から昭和二十三年四月一日までの間で雇職したこと。

十五條第一項の規定に該当しなること。

右の内閣提出案は本院においてこれとしを修正議決した。

よつて國会法第八十三条により送付する。

失業手当法案

は、失業保険法の構成と密接な関連を有しておるものである。従つて本法案

の内閣提出案は本院においてこれとしを修正議決した。

昭和二十二年十一月十五日

参議院議長 松岡 駒吉

金(同項に規定する失業保険金を含む)第十六條の場合を除いて、以下同じ)の支給を受けることができる者が、第六條に規定する期間内に、再び就職した後離職した場合においては、同項に掲げる事項に該当しないときでも、失業手当金を支給する。

(失業の意義)

第三條 この法律で失業とは、労働者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

この法律で離職とは、労働者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

第四條 第二條の規定に該当する者(以下受給資格者といふ)が、失業手当金の支給を受けようとするときは、左の手続をしなければならない。

一 第二條第一項の規定に該当することを証明する文書その他必要な文書を公共職業安定所に提出すること。

二 離職後、政令の定めるところによつて、公共職業安定所に出頭し求職の申込をした上、失業の認定を受けること。

(支給金額)

失業手当金は、失業保険の被保險者(失業手当金は、失業保険の被保險者)の一日に

ついて計算された最後の月及びその前月(月の末日において離職した場合は、その月が就業履歴期間とする標準賃金額の百分の五十五に相当する額)に相当する金額を基礎として政令において被保険者期間として計算された金額とした後で、これと足りない部分を算定して定めた月に相当する金額を基礎とした後で、これを支給しない。但是、失業手当金の支給を受けた者が同一規定期間に規定する期間内に再び離職した場合は、この限りでない。

失業手当金の額は、第一項及び第二項の規定によつて算定した賃金の額が、四十円以上八十円未満の賃金等級に属する場合には、その賃金の額の百分の五十五に相当する額、その賃金の額が八十円以上百七十円以下の賃金等級に属する場合には、百七十円によって百分の三十五を最低の率として想定した車にようて算定した額、又はその賃金の額が十円以上四十円未満の賃

金等級に属する場合には、十円について百分の七十五を最高の率として想定した車に算定した額を基礎とした金額とする。受給資格者は、第四條の規定によつて公職業安定所において認定を受けた失業の期間を算定した額と基礎とする金額と相当する額を基礎とする金額と合わせて、その前の月に支拂われた賃金より高かれる場合の賃金額を算定する。

失業手当金の額を算定する場合においては、その月に支拂われた賃金より高かれる場合の賃金額を算定する。この月に支拂われた賃金より高かれる場合は、その後の月に支拂われた賃金の額を算定する。

失業手当金の額を算定する場合においては、その月に支拂われた賃金より高かれる場合は、前項の額が左の各号の一によつて計算した額と高まるとときは、失業手当金は、前項の規定にかかる「左の各号の一」によつて計算した額によつて算定する。

一 賃金が労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高制その他の賃金制度によつて定められた場合においては、前項の期間に支拂われた賃金の総額をその期間中に労働した日数で除して得た額によつて算定する。

前項の額が左の各号の一によつて計算した額と高まるとときは、失業手当金は、前項の規定にかかる「左の各号の一」によつて計算した額によつて算定する。

一 賃金が労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高制その他の賃金制度によつて定められた場合においては、前項の期間に支拂われた賃金の総額をその期間中に労働した日数で除して得た額によつて算定する。

(受給要件)

第六條 第二條の規定に該当する者(以下受給資格者といふ)が、失業手当金の支給を受けようとするときは、左の手續をしなければならない。

失業手当金は、労働大臣の定める失業手当金額表に記載する賃金等級に属する賃金に固定された額とする。但し、失業手当金算定の基礎となる賃金の最高額は、一日に

通算して三十日を越えないと、これを支給しない。

これを支給しない。是以て、失業手当金の支給を受けた者が同一規定期間に規定する期間内に再び離職した場合は、この限りでない。

五 その他正当な理由のあるとき。

公共職業安定所は、受給資格者につい

て、前項各号の一に該当するかしないかを認定しようとするときは、労働大臣が失業保険委員会の意見を聞いて定めた基準によらなければならぬ。

(支給日数)

第八條 失業手当金は、第六條に規定する一年の期間内において、通常算して百二十日分を超えては、これ

れを支給しない。

(失業保険との調整)

第九條 受給資格者が、失業保険法第十五条第一項の規定に該当する

に至つたときは、失業手当金を支給しない。

第十五条第一項の規定に該当する

に至つたときは、失業手当金を支給しない。

第十條 受給資格者が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又是その指示した職業の補導を受け

ることを拒んだときは、失業手当金を支給しない。但し、紹介された職業又は補導を受けることを

された職業が、受給資格者の能力からみて不適当と認められるとき

その他正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

紹介された職業又は補導を受けることを

された職業が、受給資格者の能力からみて不適当と認められるとき

その他正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

紹介された職業又は補導を受けることを

みて不適当と認められるとき。

就職するたまに、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その

(待期)

第六條 失業手当金は、受給資格者が公共職業安定所に求職の申込をした日から起算して、一年間

の日以後にわたり、失業の日が起算して三十一日間は

変更が困難であると認められるとき。

(支給方法及び支給期日)

第十三條 失業手当金の支給方法及び支給期日は、公共職業安定所において、一週間と同一の日以前の七日

ひ支給期日は、政令でこれを定め

る。

を支給する。但し、労働大臣は、必要であると認めるときは、失業保険委員会の意見を聞いて、失業手当金の支給について別段の基準を定めることができる。

公共職業安定所は、各受給登録者について、失業手当金を支給する旨について別段の基準を定めることができる。

失業手当金を支給すべき日を定め、これをその者に知らせるべき日。

(受給権の譲渡及び差押の禁止)

第十四條 失業手当金の支給を受けた者は、これを譲り渡し、又は差し押えることはできない。

(租税その他の公課の非課税)

第十五條 失業手当金を標準として、租税その他の公課は、これを課さない。

(費用の負担)

第十六條 失業手当金の支給に要する出費は、國庫において、全額これ

を負担し、第二條第一項の失業保険金の支給に要する費用につい

ては、その三分の一は、國庫において、これを負担し、その三分の二は、失業保険法の規定による保

險料を以て、これに充てるものとする。

(不服の申立)

第十七條 失業手当金の支給に関する処分に不服のある者は、失業手当審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、裁判所に訴訟をする。

審査会に審査を請求し、その決定に不服のある者は、裁判所に訴訟をする。

前項の審査の請求は、時効の中

断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

(失業手当審査官)

第十八條 失業手当審査官は、労働大臣がこれを任命する。失業手当審査官の職務は、この法律の定めるところによる。

失業手当審査官は、必要があると認める場合においては、職務で審査をすることができる。

失業手当審査官は、審査のため必要があると認める場合においては、事業主を事業主であつた者に対して、報告をさせ、若しくは出頭を命ずることができる。

(失業手当審査会)

第十九條 失業手当審査会は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び公益を代表する者につき、労働大臣が各同数を委嘱した者でこれを組織する。

(証拠調)

第二十条 失業手当審査官又は失業手当審査会は、審査のため必要があると認める場合においては、証拠人又は鑑定人の尋問その他の証拠調査をすることができる。

(不服の申立)

第二十一条 失業手当審査官は、失業手当審査会は、審査のため必要があると認める場合においては、証拠人又は鑑定人の尋問その他の証拠調査をすることができる。

(印紙税の非課税)

第二十二条 失業手当審査官及び失業手当審査会に關する事項は、政令でこれを定める。

(時効)

第二十三条 失業手当金の支給を受ける権利は、一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

前項の時効について、その中斷、停止その他の事項については、民法の時効に関する規定を適用する。

(印紙税の非課税)

第二十四条 失業手当に関する書類には、印紙税を課さない。

(報告、出頭等の義務)

第二十五条 行政廳は、受給資格者

の証拠調について、民事訴訟法の証拠調に関する規定並びに民事訴訟費用第九條及び第十一條乃至第十三條の規定を準用する。但

し、過料に処し、又は拘引を命ぜることができない。

(申立の期間)

第二十一条 審査の請求又は訴の提起は、処分の通知又は決定書の交付を受けた日から六十日以内に、これをしなければならない。この場合において、審査の請求については、訴の提起についても、訴願法第八條第三項の規定を準用する。

失業手当審査官は、失業手当審査の請求について、審査の請求についても、訴の提起についても、訴願法第八條第三項の規定を準用する。

し、文書を提出させ、又は受給資格者を出させることができる。

(職務)

受給資格者から職務がある。

失業手当金の支給を受けるために必要な証明書の交付における命令の定めると

ころによつて、その者につけて、その者が、それが、事業主が、その請求があつたときは、事業主が、その請求にかかる場合においては、命令の定めると

虚偽の記載をした文書を提出せし、又は出頭しなかつた場合

三 この法律の規定による当該官吏の質問に対する答弁をせし、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

四 他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前條の違反行為をしたときは、行爲者を罰する

五 若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前條の違反行為をしたときは、行爲者を罰する

六 外、その法人又は人に對し、同條の罰金刑を科する。

附 則

第六條に規定する期間は、昭和二十一年十一月一日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十一年十一月一日から、これを施行する。

昭和二十一年十一月十八日

労働委員長 原 虎一

多数意見者署名

荒井 八郎 紅露 みつ

奥 わめお 赤松 常子

早川 慎一 姫井 伊介

川上 嘉市 藤井 内午

竹下 豊次 栗山 良夫

山田 節男 穂積眞六郎

松井 道夫 堀 末治

票領書

栗山 良夫

穗積眞六郎

堀 末治

活の安定を図り、その就労を促進することによって、社会福祉、社会保障の向上に寄與し得る利益がある。

三、費用

この法律施行に要する費用は、

本年度五箇月分として事務費二千九百八十八万円が予定されています。

追加予算として計上せられてお

る。

(法律の目的)
第一條 失業保険は、被保険者が失業した場合に、失業保険金を支給して、その生活の安定を図ることを目的とする。

(保険者)

第二條 失業保険は、政府が、これを管掌する。

(失業の意義)

第三條 この法律で失業とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能

力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

この法律で離職とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

この法律で被保険者は、被保険者が離職し、労働の意思及び能

(被保険者)

第四條 この法律で賃金とは、賃金、給料、

手当(賃金その他の名目如何を問ハズ)、労

業対策の外に、止むを得ず発生す

る失業者に対する恒久的な社会施

設として、國営の失業保険制度を創設し、失業者の生活の安定を図

ることによつて、積極的に、失業者

と密接不可分の関係を保持させる

ことによる適切妥当な立法である。

二、事件の利害得失

失業保険法の実施によつて、

労働の機会を喪失した失業者の生

標準報酬に関する事項は、政令

でこれを定める。

第二章 被保険者

(当然被保険者)

第六條 左の各号に規定する事業所に雇用される者は、失業保険の被

保険者とする。

(被保険者)

第七條 國、都道府縣、市町村その他これに準ずるものに雇用される者

が離職した場合に、他の法令、規則等に基いて支給を受け

るべき恩給、退職料その他これらに準ずる諸給與の内容が、この法律に規定する保険給付の内容を超えると認められる場合には、前條

の規定にかかわらず、政令の定め

るところによつて、これを失業保

険の被保険者としない。

(任意被保険者)

第八條 第六條に規定する事業所以外の事業所の事業主は、労働大臣の認可を受けて、その事業所に届け出た後、被保険者を包括して、失業保険の被保険者とすることができる。

前項の認可を申請するには、被

保険者となるべき者の二分の一

が、前項の認可を申請するには、被

保険者となるべき者の二分の一

二 法人の事務所であつて、常時五人以上の從業員を雇用するも

三 前各号に該当しない官公署の

(國及び地方公共團體に雇用され

る者に關する特別規定)

四 前各号に該當しない官公署

(國、都道府縣、市町村その

他これに準ずるものに雇用される

者が離職した場合に、他の法令、規則等に基いて支給を受け

るべき恩給、退職料その他これらに準ずる諸給與の内容が、この法律に規定する保険給付の内容を超えると認められる場合には、前條

の規定にかかわらず、政令の定め

るところによつて、これを失業保

険の被保険者としない。

(任意被保険者)

第七條 國、都道府縣、市町村その他これに準ずるものに雇用される者

が離職した場合に、他の法令、規則等に基いて支給を受け

るべき恩給、退職料その他これらに準ずる諸給與の内容が、この法律に規定する保険給付の内容を超えると認められる場合には、前條

の規定にかかわらず、政令の定め

るところによつて、これを失業保

険の被保険者としない。

(任意被保険者)

第八條 第六條に規定する事業所以外の事業所の事業主は、労働大臣の認可を受けて、その事業所に届け出た後、被保険者を包括して、失業保険の被保険者とすることができる。

前項の認可を申請するには、被

保険者となるべき者の二分の一

が、前項の認可を申請するには、被

保険者となるべき者の二分の一

二 法人の事務所であつて、常時五人以上の從業員を雇用するも

三 前各号に該當しない官公署の

(國及び地方公共團體に雇用され

る者に關する特別規定)

四 前各号に該當しない官公署

(國、都道府縣、市町村その

他これに準ずるものに雇用される

者が離職した場合に、他の法令、規則等に基いて支給を受け

るべき恩給、退職料その他これらに準ずる諸給與の内容が、この法律に規定する保険給付の内容を超えると認められる場合には、前條

の規定にかかわらず、政令の定め

るところによつて、これを失業保

険の被保険者としない。

(任意被保険者)

第七條 國、都道府縣、市町村その他これに準ずるものに雇用される者

が離職した場合に、他の法令、規則等に基いて支給を受け

るべき恩給、退職料その他これらに準ずる諸給與の内容が、この法律に規定する保険給付の内容を超えると認められる場合には、前條

の規定にかかわらず、政令の定め

るところによつて、これを失業保

険の被保険者としない。

(任意被保険者)

第八條 第六條に規定する事業所以外の事業所の事業主は、労働大臣の認可を受けて、その事業所に届け出た後、被保険者を包括して、失業保険の被保険者とすることができる。

前項の認可を申請するには、被

保険者となるべき者の二分の一

が、前項の認可を申請するには、被

保険者となるべき者の二分の一

保険料率を変更することができる。

前項但書の場合には、労働大臣は、次の國会において、保険料率を変更する手続をとらなければならぬ。この場合において、その変更のあつた日から一年以内に、その変更に関する議決がなかつた場合には、同項但書の規定によつて変更された保険料率は、その変更のあつた日から一年を経過した日から、第一項に規定する保険料率に変更されたものとみなす。

(保険料及び保険料の負担) 第三十一條 保険料は、各月につき、被保險者に支拂はれた賃金の額として勞働大臣の定めた保険料率表に示す賃金額級別に定めどある。但し、保険料算定の基礎となる賃金の最高額は、一ヶ月につき、五千円を超えてはならない。

第三十二條 事業主は、その雇用する被保險者の負担する保険料を納付しなければならない。

(保険料納付義務者) 第三十三條 事業主は、政令の定めるところによつて、前條の規定により納付する保険料を支拂うる被保險者を負担する保険料を支拂うるが、その者である被保險者を負担することがで

きる。この場合、事業主は、保険料控除に関する計算を作成し、その控除額を被保險者に知らせなければならない。

(保険料納付期日) 第三十四條 保険料は、毎月、これを納付しなければならない。保険料の納付期日は、(前項) しては、政令でこれを定める。

保険料の納付期日に關しては、政令でこれを定める。

保険料の納付期日には、政令でこれを定める。

(保険料の督促その他滞納処分) 第三十五条 保険料を滞納する者があるときは、政府は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

前項の規定によつて、督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を發する。この場合においては、督促手数料として、政令で定める金額を徴収する。

前二項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、國税滞納処分の例によつて、これを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に對して、その処分を請求することができる。

政府が、前項の規定によつて、市町村に對し、処分を請求したときは、市町村は、市町村税の例によつて、これを処分する。この場合においては、政府は、徴収金額

の百分の四を當該市町村に交付しなければならない。

第三十六條 前條の規定によつて、督促をしたときは、政府は、徴収金額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日から徴収金完納までの期間に、徴収金額を徴収する。但し、督促状に指定した期限までに徴収金及び督促手数料を完納したときその他の政令で定める場合は、この限りでない。

第三十七條 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特權の順位は、市町村その他これに準ずるものとの徴収金に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

第三十八條 保険料その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達については、國稅徵收法第四條ノ七及び第四條ノ八の規定を準用する。

(失業保険委員会) 第五章 失業保険委員会

第三十九條 (失業保険) 労働大臣の諸間に應じて失業保険事業の運営に関する重

失業保険委員会は、労働大臣に対するその職務を完行するため、必要に應じ、失業事業の運営に關し、國稅行政官廳に建議し、又はその報告を求めることができる。

失業保険委員会は、被保險者を代表する者、事業主を代表する者及び公益を代表する者につき、労働大臣が各々同数を委嘱した者でこれを組織する。

第六章 審査の請求、訴願及

前二項に定めるものの外、失業納付の事務に關する必要な事項は、政令でこれを定める。

(訴願) 第六章 審査の請求、訴願及び訴訟

第四十條 失業保険金の支給に關する處分に不服のある者は、失業保険審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、裁判所に訴訟を提起することができる。

前項の審査の請求は、時効の中斷に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

(失業保険審査会) 第四十一條 失業保険審査官は、被保險者を代表する者、事業主を代表する者及び公益を代表する者につき、労働大臣が各々同数を委嘱した者でこれを組織する。

(証拠調査) 第四十二条 保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徵收の処分に不服のある者は、労働大臣に訴願することができる。

前項の規定による訴願の提起があつたときは、労働大臣は、失業保険審査会の審査を辭て、これを裁決する。

(失業保険審査会) 第四十三条 失業保険審査会は、被保險者を代表する者、事業主を代表する者及び公益を代表する者につき、労働大臣が各々同数を委嘱した者でこれを組織する。

(証拠調査) 第四十四条 失業保険審査官又は失業保険審査会は、審査のため必要があると認める場合においては、

失業保険審査官は、必要があると認める場合においては、職権で

審査をすることができる。

失業保険審査官は、審査のため必要があると認める場合においては、失業保険金の支給に關する処

は、失業保険金の支給に關する処分をした官吏に對して、意見を求め、又は受給資格者若しくはその事業主であつた者に對して、報告をさせ、若しくは出頭を命ずることができる。

失業保険審査官は、審査のため必要があると認める場合においては、失業保険審査官の職務を完行するため、必要に應じ、失業事業の運営に關し、國稅行政官廳に建議し、又はその報告を求めることができる。

第十三條の規定を準用する。但し、過料に処し、又は拘引を命ずることができない。

(申立の期間)

第四十五条 審査の請求、訴の提起

又は訴願の提起は、処分の通知又は決定書の交付を受けた日から六十日以内に、これをしなければならない。この場合において、審査

の請求については、訴願法第八條第三項の規定を、訴の提起につい

ては、民事訴訟法第一百五十九條第二項及び第一百五十九條の規定を准用する。

(施行規定)

第四十六條 この章に定めるものの請求に關する事項は、政令でこれを定める。

第七章 雜則

第四十七條 保険料を徴収し、又はその還付を受ける権利及び失業保險金を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

前項の時効について、その中止、停止その他の事項に關しては、民法の時効に關する規定を準用する。

命令の定めるところによつて、行政廳のなす保険料その他この法

律の規定による徴収金の徴収の告知は、民法第一百五十三條の規定にかかるわらず、時効中断の効力を生ずる。

(印紙税の非課税)

第四十八條 失業保險に関する書類には、印紙税を課さない。

(報告、出頭等の義務)

第四十九條 行政廳は、被保険者を雇用する事業主に、被保険者の異動に、被保険者の賃金その他の失業保險事務の運営に關して必要な報告又は文書を提出させざるものである。

(被保険者の賃金その他の失業保險事務の運営に關して必要な報告又は文書を提出させざるものである。

雇用し、又は雇用した事業所に届いて、被保険者又は受給資格者の雇用に係り、被保険者に対する質問に對し質問し、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

(権限の委任)

第五十二条 この法律に定める労働大臣の職權の一部は、政令の定めるところによつて、行政廳に委任することができる。

第八章 罰則

第五十三条 事業主が○左の各号の一に該当するときは、これを○一円以下の罰金に処する。

一 第八條第三項の規定に違反した場合

二 第三十二條の規定に違反して被保険者の金から扣除した保険料をその納付期日を超過して未納した場合

三 第四十九條第二項の規定により証明を拒んだ場合

四 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を

書の提出をさせ、又は出頭させることができる。

(臨檢、質問及び検査)

第五十一条 行政廳は、被保険者又は受給資格者に、失業保險事業の運営に關して必要な報告若しくは文書の提出をさせ、又は出頭させることがある場合においては、當該官吏に、被保険者又は受給資格者を

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

申被保険者であつた期間は、第十五條第一項の被保険者であつた期間に、これを加算しない。

失業手当法の規定によつて失業手当金の支給を受ける者が、昭和二十三年五月一日以後同法第六條に規定する一年の期間内において、百二十日から既に失業手当金の支給を受けた日数を控除した残りの日数を超えては、これを支給しない。

失業手当金の額と同額とし、同法第六條に規定する一年の期間内において、百二十日から既に失業手当金の支給を受けた日数を控除した残りの日数を超えては、これを支給しない。

失業手当法の規定によつて失業手当金の支給を受ける者が、昭和二十三年五月一日以後同法第六條に規定する一年の期間内において、百二十日から既に失業手当金の支給を受けた日数を控除した残りの日数を超えては、これを支給しない。

失業手当法の規定によつて失業手当金の支給を受ける者が、昭和二十三年五月一日以後同法第六條に規定する一年の期間内において、百二十日から既に失業手当金の支給を受けた日数を控除した残りの日数を超えては、これを支給しない。

一 この法律の規定による報告を行わせ、又は出頭させることができる。

二 この法律の規定による報告を行は出頭しなかつた場合は

東の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

「原虎一君登場・拍手」

○原虎一君 只今議題となりました失業保險法案並びに失業手当法につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について報告をいたしました。

業保険法案並びに失業手当法につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について報告をいたしました。

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二條の違反行爲

をしたときは、行爲者を罰するの外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

第六条 附 則

この法律は昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。

失業手当法第二條の規定に該当する者が、同法の規定によつて失業手当金又は失業保險金の支給を受けたときは、その支給を受けるについて

計算された同條第一項第一号の期間に、申被保険者であつた期間は、第十五條第一項の被保険者であつた期間に、これを加算しない。

失業手当法の規定によつて失業手当金の支給を受ける者が、昭和二十三年五月一日以後同法第六條に規定する一年の期間内において、百二十日から既に失業手当金の支給を受けた日数を控除した残りの日数を超えては、これを支給しない。

失業手当法の規定によつて失業手当金の支給を受ける者が、昭和二十三年五月一日以後同法第六條に規定する一年の期間内において、百二十日から既に失業手当金の支給を受けた日数を控除した残りの日数を超えては、これを支給しない。

失業手当法の規定によつて失業手当金の支給を受ける者が、昭和二十三年五月一日以後同法第六條に規定する一年の期間内において、百二十日から既に失業手当金の支給を受けた日数を控除した残りの日数を超えては、これを支給しない。

失業手当法の規定によつて失業手当金の支給を受ける者が、昭和二十三年五月一日以後同法第六條に規定する一年の期間内において、百二十日から既に失業手当金の支給を受けた日数を控除した残りの日数を超えては、これを支給しない。

濟再建のための施策と相俟つて、今後止むを得ず発生しますところの失業者に対する恒久的な社会施設として、國營の失業保険制度を創設し、失業者の生活の安定を図るという目的によるものであります。又一方の失業手当法案は、失業保険の被保険者となつて六ヶ月を経過しなければ保険給付を受けられないために、この六ヶ月間に失業した者に対し國庫負担による失業手当金を支給し、生活の安定を図るという目的を有するものであります。両者相俟つて今後の失業対策の小核を成すものと言えましょう。従いまして失業保険法案と失業手当法案とは姉妹關係にあります。但し、両者の異なる点は、失業保険法案は失業者の生活の安定を圖る恒久的な社会施設であり、保険料も労働者、事業主、國庫が三分の一ずつを負担することになりますが、失業手当法案はその補助的なもので、一定期間内に被保険者の失業に対し、國庫の特別の負担による給付を行ふのであります。これがために失業手当等につきまして特別な規定を設け、その受給條件、給付額、給付の制限等についておきましても、從来しばく識者におきまして、我が國に持つておるのであります。

御承知の通り失業保険制度は、歐米諸国におきましては三十年以上の歴史を有するものであります。従来しばく識者は、失業手当法案における失業手当金を支給し、生活の安定を図るという目的を有するものであります。又一方の失業手当法案は、失業保険の被保険者となつて六ヶ月を経過しなければ保険給付を受けられないために、この六ヶ月間に失業した者に対し國庫負担による失業手当金を支給し、生活の安定を図るという目的を有するものであります。両者相

ります。今回政府によりまして本國会に提出せられることとなり、當勞委員会におきましては、極めて熱心なる審査が行われた次第であります。七回に及ぶ予備審査も大体終了いたします頃の去る十五日、衆議院より政府提案案に大幅の修正を加えられたる上送付され、當勞委員会の付託となりました。更に慎重審議をいたしましたのであります。政府からは片山總理大臣、米窪労働大臣、その他労働省、厚生省、大藏省の各政府委員が出席しまして、熱心なる説明であります。これから両法律案審議の経過の概要を簡単に申上げたいと存じます。

その第一は、失業保険法案第三條に、「この法律で失業とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをい」と規定してあります。これがために失業手当法案は失業保険法に比較しまして、その受給條件、給付額、給付の制限等につきまして特別な規定を設け、その智力、体力、技能等より判断して、

すが、その立案すら見なかつたのであります。今回政府によりまして本國会に提出せられることとなり、當勞委員会におきましては、極めて熱心なる審査が行われた次第であります。七回に及ぶ予備審査も大体終了いたします頃の去る十五日、衆議院より政府提案案に大幅の修正を加えられたる上送付され、當勞委員会の付託となりました。更に慎重審議をいたしましたのであります。政府からは片山總理大臣、米窪労働大臣、その他労働省、厚生省、大藏省の各政府委員が出席しまして、熱心なる説明であります。これから両法律案審議の経過の概要を簡単に申上げたいと存じます。

その第二は、失業保険法案第六條及び第十條の規定では、日傭労働者を被保険者より除外しておる理由について

ます。政府から片山總理大臣、米窪労働大臣、その他労働省、厚生省、大藏省の各政府委員が出席しまして、熱心なる説明及び答弁がありました。以上が両法律案の有する目的及び内容の大体の説明であります。これから両法律案審議の経過の概要を簡単に申上げたいと存じます。

第三は、失業保険法案第六條の規定に關しまして、被保険者となるべき者に對しまして、その年齢及び性別のいかんによる制限を設けてはどうかとの質問に対しまして、政府よりは、労働者の最低年齢は労働基準法の規定によつて定められており、労働に從事し得る最高年齢は各人によつて異なつておるから、一律にこれを制限することは妥当ではない。又労働協約で定められる退職手当金の額を変更せしめるよう

る考え方ではないとの答弁がありました。第六は、今後現下の情勢に鑑みまして失業者は激増するものと思うが、失業保険に対する予定財源を以て完璧を期し得るか。又若し予算の不足したる場合の対策如何との質問に對しまして、政府よりは、被保険者の数、その失業率、現実に給付を受ける人員を比較して、性別によつて区分することは適當である旨の答弁がありました。

以上で大体この法案に関する主要な質疑應答の概要の報告を終ります。右申述べました質疑應答の外にも、政府側と委員側とに詳細なる質疑應答が交換せられたのでござりますが、これは速記録によつて御承知を願いたいと存します。尙これらの質疑應答の大部は予備審査中に終りまして、逐次衆議院側とも緊密なる連絡を取りまして打合せをいたしましたのであります。

第七は、政府は廣汎なる社会保險、即ち社会保障法のごとき法案を來年度において提出する用意はないかとの質問に對しまして、政府よりは、目下社員の過半数が失業保険への加入を希望するときは、事業主は必ずその認可申請手続を取らねばならないこととなるのであります。

その第二は、失業保険法案第六條及び第十條の規定では、日傭労働者を被保険者より除外しておる理由について

ます。政府よりは、失業保険への加入を希望するときは、事業主がこれを行ふことになつております。且つ又從業員の過半数が失業保険への加入を希望するときは、事業主は必ずその認可申請手續を取らねばならないこととなるのであります。政府よりは、日傭労働者より除外しておる理由について

ます。政府よりは、失業保険への加入を希望するときは、事業主がこれを行ふことになつております。且つ又從業員の過半数が失業保険への加入を希望するときは、事業主は必ずその認可申請手續を取らねばならないこととなるのであります。

遠山	丙市君	小林	英三君
板谷	順助君	今泉	政喜君
松野	喜内君	黒川	武雄君
玉屋	喜宣君	松嶋	喜作君
徳川	賴貞君	一松	政二君
大隅	憲二君	深水	六郎君
仲子	隆君	小野	光洋君
中川	幸平君	重宗	雄三君
木倉三四郎君		大隈	信幸君
池田七郎兵衛君		佐藤	義詮君
小串	清一君	水久保	蓮作君
平沼彌太郎君			

國務大臣

司法大臣	鈴木 義男君	小林	英三君
厚生大臣	一松 定吉君	今泉	政喜君
勞働大臣	米澤 滿亮君	黒川	武雄君
政府委員		松嶋	喜作君
(民事局長)	奥野 健一君	一松	政二君
厚生政務次官	金光 義邦君	深水	六郎君
(厚生事務官(兒 童局企画課長))	中川 薫治君	小野	光洋君
労働事務官(職 業安定局長)	上山 顯君	重宗	雄三君

司法事務官	鈴木 義男君
(民事局長)	奥野 健一君
厚生政務次官	金光 義邦君
(厚生事務官(兒 童局企画課長))	中川 薫治君
労働事務官(職 業安定局長)	上山 顯君

官報号外 昭和二十二年十一月二十一日 參議院会議録第五十五号

八〇

定價一部一四四十錢

所行發

東京都新宿区市ヶ谷本村町

直話九段五三

印 刷 局

振替東京一九〇〇〇〇

圖書課